

平成25年6月甲良町議会定例会会議録

平成25年6月10日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成24年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
- 第4 報告第2号 平成24年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告について
- 第5 報告第3号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告について
- 第6 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第8 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成24年度甲良町一般会計補正予算（第8号））
- 第9 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号））
- 第10 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成24年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 第11 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成25年度甲良町一般会計補正予算（第1号））
- 第12 議案第32号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第33号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第34号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第35号 甲良町新型インフルエンザ等対策条例
- 第16 議案第36号 琵琶湖流域下水道協議会規約を定めることにつき、議決を求めることについて
- 第17 議案第37号 平成25年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第38号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算

(第1号)

- 追加1 発議第3号 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)
追加2 発議第4号 甲良町議会議長の不信任決議(案)
第19 一般質問

◎会議に出席した議員(11名)

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	丸山光雄	7番	藤堂一彦
8番	丸山恵二	9番	金澤博明
10番	山田壽一	11番	西澤伸明
12番	建部孝夫		

◎会議に欠席した議員(1名)

6番 木村修

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	中川愛博
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
道の駅管理室長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設水道課長	若林嘉昭	住民課長	山本昇
保健福祉課長	川嶋幸泰	学校教育課長	塚口博
社会教育課長	池田弥太郎	総務課参事	中川雅博
建設水道課参事	北坂仁		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間忍 書記 宝来正恵

(午前9時10分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成25年6月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 濱野議員および5番 丸山光雄議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本会の会期は、本日から6月14日までの5日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

(「議長、動議」の声あり)

○**建部議長** これが終わってからにします。

○**北川町長** 本日、平成25年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

毎年省エネルギーの推進と、地球温暖化防止を目的に、夏季の適正冷房と軽装勤務に取り組んでおります。昨年度同様、関西広域連合の構成府県として滋賀県の方から、5月1日から10月31日までの取り組みの依頼があり、本町におきましても5月からクールビズに取り組んでおりますので、職員のご理解をお願い申し上げます。

次に、道の駅せせらぎの里こうらは、3月23日のオープンから2カ月余りがたち、来場者数も増えております。道の駅の機能と農産物の直売で、都市との交流も、徐々にではありますが浸透してきています。また、売り上げにつきましても、市場からの仕入れ商品も一部ありますが、地元生産者のご

尽力もあり、目標売り上げの確保をめざして職員一丸となって頑張っているところです。

次に、今年で3年目の農村生活体験が5月22、23日と6月5日、6日に実施をされました。5月は静岡県浜松市立東部中学校、6月には神奈川県横須賀市立大津中学校の3年生を受け入れました。2校で68名の生徒、延べ19家庭の皆さんが受け入れをしていただきました。ふだんの生活から離れ、経験したことがない稲作体験、畑作業、山作業、そして料理体験をし、それぞれ新鮮味を感じていただけたことと思っております。

最後に、5月24日、25日には、平成25年度のまちづくり協議会等の先進地研修として、福井県池田町へ37名が行ってまいりました。本年は農業、環境のまちづくりをテーマとしました。池田町は福井県の東南部、岐阜県境に位置し、人口は3,200人、面積は194.72平方キロ、その約92%が山林で、特別豪雪地帯に指定もされております。また、高齢化率が39%で、過疎指定も受けており、極めて脆弱で小さな農山村であります。このような池田町ですが、「百匠一品・あたりまえがふつうにあるまち」をめざしてさまざまな取り組みを行っておられ、全国から注目されております。取り組みの1つとして、食Uターン事業では、家庭から出る生ごみを牛ふんに混ぜて堆肥にし、その栄養素が新しい作物をはぐくみ、再び食材となる資源、循環型社会をつくる取り組みであります。その堆肥を使って育てた野菜は直売所で販売され、安心・安全な野菜として消費者に喜ばれているとのこと。

また、消費者に信頼される農薬や化学肥料を使わない、ゆうき・げんき・正直農業という独自の農産物認証制度をつくっておられます。無農薬、無化学肥料など、栽培方法別に色分けされた認証シールを農産物に張りつけ、直売所で販売するという付加価値をつけ、ブランド化を図るという仕組みであります。甲良町といたしましても大変参考になる取り組みでありました。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

報告第1号は、平成24年度一般会計予算において、翌年度に6,781万8,000円の明許繰越をしました繰越計算書の報告であります。

報告第2号および報告第3号は、滋賀県市町土地開発公社の平成24年度事業ならびに財務諸表の報告および平成25年度事業計画収支予算と資金計画の報告でございます。

承認第1号、承認第2号は、地方税法の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことに伴い、甲良町税条例および甲良町国民健康保険税条例の一

部を改正するものであります。

承認第3号は、平成24年度一般会計補正予算（第8号）で、6,831万4,000円を減額し、総額38億3,617万4,000円の専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、平成24年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）で、64万9,000円を減額し、総額を6,154万3,000円の専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、平成24年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、300万円を減額し、総額4億1,355万4,000円の専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第6号は、平成25年度一般会計補正予算（第1号）で、635万1,000円を増額し、総額35億1,335万1,000円の専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第32号から議案第34号は、改正する時期に改正していなかったことが判明したので、職員の給与に関する条例および職員の勤務時間、休暇等に関する条例ならびに職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものであります。

議案第36号は、琵琶湖流域下水道協議会の設置に当たり、必要な規約を定めるため、地方自治法の規定に基づき、議決をお願いするものであります。

議案第37号は、平成25年度一般会計補正予算（第2号）で、570万円を増額し、補正後の予算を35億1,905万1,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳入では、繰越金の計上、諸収入におけるコミュニティ事業助成金の増額、歳出では、主に衛生費における太陽光発電設備設置補助金の増額、コミュニティ助成事業補助金の確定による増額でございまして。

議案第38号は、平成25年度土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）で、57万2,000円を増額し、補正後の予算額を557万4,000円とするものでございます。補正内容としましては、用地の売買に伴うものでございます。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な承認、議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

なお、私ごとになりますが、少しお時間をいただきたいと思います。

3月定例会の一般質問で、藤堂議員から次期町長選の出馬の是非について質問をいただきました。そのときの答弁は、道の駅オープンを間近に控え、準備等や24年度末、25年度末の大幅な管理職の定年を迎え、次期管理職を見据えた人事異動などで頭がいっぱいで、そこまで考える余裕がないとの答弁をいたしました。しかし、6月議会においてそれまでに支持者の方々と相談して、進退をはっきりする旨をお答えをいたしました。そして、本日、木村議員の一般質問に答えるつもりでございましたが、急な欠席によりこの場をおかりして次期選挙についての進退を表明をいたします。

平成21年11月10日、町長就任以来3年7カ月が経過をいたしました。前回は告示の25日前の出馬表明という短期間での準備での出馬でもありましたが、多くの議員の皆さん、そして、町民の皆さんのご支持をいただいて、当選をさせていただきました。極めて短期間で準備不足もありましたが、私が掲げた選挙公約が支持されたことで、多くの議員はじめ選対本部に詰めかけていただいた多くの方々のご協力のおかげであり、改めて感謝を申し上げます。特に町民の皆様には選挙公約が判断基準であります。私は大きな争点として、大幅な道の駅見直し、縮小、役場の機構改革、主監制度の廃止、入札制度の変更、すなわち指名競争入札から一般競争入札に制度を改める。各種税の滞納に対する差し押さえなどの徴収強化の公約を町民の皆様に訴えてまいりました。そのことが支持をされて今日があるのではないかと考えております。就任以来、この3年7カ月、公約実現のため心血を注いで頑張ってきた。職員の皆さんにもいろいろ苦言も申し上げてきましたが、私を支えて一生懸命頑張っていたいただいたおかげで、おおむね私が掲げた公約は果たしてきたのではないかと考えております。

そういう意味では、私の役割は果たせたのかなという思いがあります。前回選挙で選対本部を組んでいただいた支持者の方々との相談の結果、10月22日告示の町長選挙に再度出馬することを決めました。このことは道の駅の運営、災害時の町民の皆さんの一時避難、非常食、水、衣類の備蓄、いち早く対応できる担当課の集約等を含めた総合防災センターの建設、さきの国勢調査で県下一人口の少ない町となりましたが、人口減少に歯どめをかけるためにも甲良町土地利用計画の見直し、低学年の児童の英語教育の強化、医療および高齢者福祉の充実、改良住宅の譲渡の促進、広域行政の方面では、1市4町の広域で現在取り組んでおります可燃ごみ焼却場の建設に当たっての候補地の選定および建設、広域斎場の改修、1市2町で建設準備の学校給食センターの促進など、積み残しも大変多くありますことから、改めて決意をいたしました。議員各位のご支援を改めてお願いをいたしまして、次期町長選挙の出馬の表明とします。

ここで、暫時休憩します。

(午前 9 時 25 分 休憩)

(午前 9 時 40 分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

西澤議員より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

西澤議員。

○**西澤議員** 議長に発言の許可を求めていましたところ、ただいま許可をいただきましたので、私の昨年 12 月議会での一般質問での発言について釈明をさせていただきます。

学校給食においてえさづくりと発言したことについて、誤解を招きやすい比喻を用い、品位と配慮を欠いた表現となりました。学校給食においてえさづくりという例えそのものが誤解を与え、町民の方々ならびに愛荘町の学校給食にかかわる議会、行政、教育委員会を含むすべての関係者に不愉快な思いをさせてしまったことについておわびを申し上げます。

学校給食をえさづくりと断定する意図は毛頭ありません。何千食もの大量生産、大量配送によって食育の精神から外れ、手づくりのよさを失わないようにとの思いを込めて発言したものであります。どうぞご理解賜りますよう、お願いいたします。意図するところがそうであったとしても、例えの表現が品位と配慮を欠いたことになりましたことを真摯に反省しております。

以上、釈明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。本当にご迷惑をかけました。

○**建部議長** 日程第 3 報告第 1 号から日程第 5 報告第 3 号までを一括議題といたします。

動議は、この後受けます。

(「ただいまの西澤議員の釈明について、ちょっとお伺いしたいんですけど」の声あり)

○**建部議長** これは質問はありません。あくまでも西澤議員からの発言の通告があって、申し入れがあって、発言を許可したまでです。それに対する質疑応答はいたしません。

総務課長、説明を求めます。

○**大橋総務課長** 報告第 1 号 平成 24 年度甲良町繰越明許費繰越計算書について。

(一般会計予算)。

地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、平成 24 年度甲良町一般会計予算において、次のとおり翌年度に繰り越ししたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、報告するものでございます。

表紙の裏面をお願いします。

2款 1項 総務管理費、収用事業認定申請等業務委託、金額224万6,000円のうち161万9,000円を翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

6款 1項 農業費、せせらぎの里こうら整備事業、総金額1億1,397万7,000円のうち1,420万円を翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

8款 2項 道路橋梁費、町道金屋池寺長寺線道路改良事業、総金額8,819万6,000円、そのうち3,743万4,000円を翌年度へ繰り越しをお願いする者でございます。

同じく道路付属物点検業務委託、総額900万円、翌年度繰越額900万円をお願いするものでございます。

9款 2項の消防費、町防災計画見直策定業務委託、総額700万円、そのうち556万5,000円を翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

合計、総金額2億2,041万9,000円、そのうち6,781万8,000円を翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

報告第2号 平成24年度滋賀県市町都市開発公社の事業報告および財務諸表の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表を報告するものでございます。

それでは、報告書の4ページをお願いします。

事業関係、土地保有状況、面積、期首残高1万1,005平米、本年度減少額が4,895平米、期末残高が6,110平米でございます。簿価額1億1,069万7,125円、本年度中増減額、増加57万1,616円、減少、3,252万206円、期末残高1億3,474万8,535円。

次の3番、本年度取得造成処分、取得および造成、利息、前年度までの取得造成事業に係る利息57万1,616円。

5ページの処分、15-005、団体名、東近江市、事業名、ふたば保育園グラウンド用地整備事業、53年3月29日、面積4,895平米、原価1,811万1,500円、利息累計137万5,335、計1,948万6,835円。

16-001、東近江市、ふたば保育園グラウンド用地造成事業、25年3月29日、原価1,208万5,500円、利息累計94万7,871円、計1,303万3,371円。合計、面積4,895平米、原価3,019

万7,000円、利息232万3,206円、計3,252万206円でございます。

続きまして、報告第3号でございます。

平成25年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画を報告するものでございます。

1ページをお願いします。

議第2号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社事業計画。

1番、基本方針。

平成25年度において昨今の土地需要にかんがみ、新規の申し出予定もないことから、保有する土地の適正な管理および処分を行うものでございます。

2、事業関係、都市の管理・処分。

平成25年度処分予定。面積、6,110平米、元金1億2,526万9,000円、利息970万2,000円、合計1億3,497万1,000円。

3ページをお願いします。

議第3号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社収入支出予算。

平成25年度滋賀県市町土地開発公社の予算は、歳入歳出のそれぞれ1,940万7,000円と定めるものでございます。

4ページをお願いします。

4ページ、第1表 収入支出予算。収入額、合計額だけ報告いたします。収入合計1,940万7,000円、支出額、同じく1,940万7,000円でございます。

9ページをお願いします。

議第4号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社資金計画について。

事業資金、平成24年度末借入金残高1,578万9,000円、本年度返済予定1,578万9,000円、平成25年度末借入金残高はゼロの予定でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○**建部議長** これをもって報告を終わります。

次に、日程第6 承認第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(甲良町税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**上田税務課長** 承認第1号 甲良町税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正でございますが、主なものとしたしまして、独立行政法人の森林総合研究所所管の緑資源機構が行う農業用の総合整備事業の適用がなくなったということで、その廃止に伴う条例の廃止および耐震改修の工事費用30万円が50万円に改正されたことによります経過措置の申告規定の改正ということになっております。

1枚めくっていただけますでしょうか。

甲良町税条例の一部を改正する条例。

甲良町税条例の一部を次のように改正する。

第54条第1項中の「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項または第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人法緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業または旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第123条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

付則、施行期日、第1条、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

固定資産税に係る経過措置、第2条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に係る部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税についてはなお従前の例による。

2、平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の2第6項の規定の適用については、同項中「書類および」とあるのは、「書類および当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類ならびに」とする。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。

付則のところの固定資産税に関する経過措置にかかわりまして、一言意見を述べ、賛成討論とするものであります。

経過措置において限度額が30万円から50万円に引き上がったことによる経過措置が盛り込まれています。そこで、より高度な耐震改修を求めているものというように理解をしております。私は、それに見合っ国・県の財政手当ての増額をぜひ行って、この限度額の引き上げに対応する、そして、付則に見合う財政的な裏づけをぜひ国・県が行うべきだということを申し上げて賛成討論といたします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席を願います。

起立全員であります。

よって、承認第1号は承認されました。

次に、日程第7 承認第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**上田税務課長** 承認第2号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

今回の条例改正につきましては、25年度より特定継続世帯が創設されたことによる世帯割の軽減および課税額の追加規定でございます。

1枚めくっていただけますでしょうか。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

甲良町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第5条の2中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に、「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、「および」を「、」に改め、第7条の3の次に「および第23条」を「において同じ。）」の次に「および特定継続世帯（特定同一世帯所得者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3および第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3）特定継続世帯、1万3,500円。

第7条の3第1号中「以外」を「および特定継続世帯以外」に改め、同条の次に1号を加える。

（3）特定継続世帯、6,750円。

第23条第1号イ（a）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（c）特定継続世帯、9,450円。

第23条第1号エ（a）中「以外」を「および特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（c）特定継続世帯、4,725円。

第23条第2号イ（a）中「以外」を「および特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（c）特定継続世帯、6,750円。

第23条第2号エ（a）中「以外」を「および特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（c）特定継続世帯、3,375円。

第23条第3号イ（a）中「以外」を「および特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（c）特定継続世帯、2,700円。

第23条第3号エ（a）中「以外」を「および特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（c）特定継続世帯、1,350円。

付則、施行期日、1、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

適用区分、2、改正後の甲良町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 6日の全員協議会の議案説明の折、私の質問に対して先ほど資料をいただきました。特定世帯の世帯数、それから、今回創設されている特定継続世帯の世帯数が資料をいただきました。特定世帯が81件、それから特定継続世帯が27件、そして、この甲良町の国民健康保険の世帯数が1,193と、これで間違いございませんか。確認のためによろしくお願ひします。

○**建部議長** 税務課長。

○**上田税務課長** 25年度当初賦課は、この6月に実施されまして、これが最新の世帯数でございます。間違いございません。

○**建部議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 国民健康保険の問題は多岐にわたっています。とりわけ滞納世帯がどんどん全国的にも増え続けています。甲良町においてもこの滞納問題は深刻な問題として受けとめられています。そういう点で、今回設置されました、新設されました特定継続世帯、ごくわずかな軽減策であります。これは一部分、私も評価をしたいと思ひます。そして、その根本にある国民健康保険税の高い課税率、そういう点では国の国庫負担を大幅に減らしたことから始まっています。ですから、小泉総理が国庫負担をもとに戻すと表明せざるを得なかったぐらい、そういう問題が吹き出しているんだと思ひます。その点では、この国庫負担を大幅に増やすことを国、それから県の広域行政としてもこの問題を重視をして、財政的に弱い自治体を手助けするということがぜひ必要だというように思ひまして、この新しく創設される継続世帯の制度、非常に複雑でありますけれども、賛成討論といたします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第2号は承認されました。

次に、日程第8 承認第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(平成24年度甲良町一般会計補正予算(第8号))。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**大橋総務課長** それでは、議案書の裏をお願いします。

専第3号 専決処分書。

平成24年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月29日。

それでは、補正予算書の表紙の裏をお願いします。

平成24年度甲良町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出、それぞれ6,831万4,000円を減額し、38億3,617万4,000円とするものでございます。

1ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、1款 町税、補正額342万9,000円、2款 地方譲与税558万1,000円の減額、3款 利子割交付金2万9,000円、4款 配当割交付金32万円、5款 株式等譲渡所得割交付金3万3,000円の減額、6款 地方消費税交付金575万7,000円の減額。

2ページをお願いします。

7款 自動車取得税交付金266万7,000円の増額、9款 地方交付税6,180万2,000円、10款 交通安全対策特別交付金15万8,

000円、13款 国庫支出金4,589万1,000円の減額、14款 県支出金601万3,000円の減額、15款 財産収入63万3,000円。

3ページ、17款 繰入金4,424万9,000円の減額、19款 諸収入177万2,000円、20款 町債3,160万円の減額、歳入予算合計、補正前の額39億448万8,000円、補正額6,831万4,000円の減額、補正後の額38億3,617万4,000円。

4ページ、歳出、2款 総務費32万7,000円の増額、3款 民生費342万円、4款 衛生費1,302万5,000円の減額、6款 農林水産業費2,916万7,000円の減額、7款 商工費25万3,000円、8款 土木費5,555万円の減額、10款 教育費357万2,000円の減額、13款 諸支出金2,900万円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

6ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正、変更分でございます。

2款 1項の収用事業認定申請等業務委託161万9,000円、6款 農林水産業費 1項 農業費、せせらぎの里こうら整備事業1,420万円、8款 2項の町道金屋池寺長寺線道路改良事業3,743万4,000円、道路付属物点検業務委託900万円、9款 2項の町防災計画見直策定業務委託556万5,000円。

続きまして、第3表 地方債の補正、起債の目的、せせらぎの里こうら整備事業債1,160万円の減額で、補正後3,190万円、公共事業等債、町道改良分1,880万円の減額、補正後2,000万円、公共事業等債、補正予算分120万円の減額、補正後680万円、計3,160万円の減額で、補正前の限度額が3億2,609万6,000円、補正後が2億9,449万6,000円です。

以上です。よろしくをお願いします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 他の項目は議案説明の6日のときに伺いましたが、19ページの生産者指導支援員の賃金380万が減となっています。年度末まで指導員の設置を努力されたんだと思いますが、この関係で減となっています。甲良町におけるせせらぎの里、そして農業支援ということで重点事業だと思いますが、今後この支援員を設置に向けてどのようにするのか。そして、この減をどういう状況で発生したのか。そして、その改善策としてどのように取り組もうとされているのかの説明をお願いしたいと思います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 今ほどの西澤議員の質問でございます。

農業生産者指導支援員の賃金ということで、この部分につきましては、駅長分の不用額ということでございます。当然西澤さんが言われましたように、農業生産者指導員につきましては、道の駅等の運営について今後必要と考えておるところでございます。24年度において3月31日まで折衝を重ねてきて、昨年ぐらいからですけれど、末ぐらいから県の方の指導員の協力というのか、農業の振興事務所等の協力もいただきながら、できるだけ配置できるようにということで、先ほど言いました3月31日まで努力を重ねてきました。そうした中、なかなか適任者がおられないということで、これからおきましても25年度においても、できるだけこの指導員という立場、農業振興上大きいものがありますので、一日でも早く設置というか、来ていただけるような、そのような取り組みとして今後も取り組んでいきたいと思っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 24年度の予算については、私ども反対をしていたところです。今回、決算の整理に伴って出された増減だというように理解をしています。とりわけせせらぎの里など、入札による減など、それから、事業の小規模縮小であります。そういうところで手当てをされた部分が反映したものというように思います。そういう点では補正予算という程度の枠で考えますと、問題がないかというように思っていますので、賛成討論とします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席を願います。

起立全員であります。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第9 承認第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号))。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** めくっていただきまして、専決処分書でございます。

平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をお願いするものでございます。

表紙をめくっていただきまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ64万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6,154万3,000円をお願いするものでございます。

第1表により説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。3款 繰入金64万9,000円の減額、歳入合計、補正前予算額6,219万2,000円、補正額64万9,000円減額。補正後予算額6,154万3,000円でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費26万8,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金91万7,000円の減額、歳出合計は歳入合計と同じでございます。よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 承認第4号については、後期高齢者の医療制度、一日も早くこの制度を改善すべきだというように私ども提起をして、当初予算には反対をしてまいりました。今回、補正予算という限定において賛成をいたします。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席を願います。

起立全員であります。

よって、承認第4号、承認されました。

次に、日程第10 承認第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(平成24年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第2号))。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する議案説明を求めます。

建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** それでは、議案書の裏面をお願いいたします。

専決処分書。

平成24年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする
ものでございます。

それでは、予算書の表紙の裏をお願いいたします。

平成24年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次のよう
に定めるところによるものでございます。

今回、歳入歳出それぞれ300万円を減額し、4億1、355万4、000
円とするものでございます。

地方債の補正は、第2表で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、2款 繰入金2、900万円の増額で
ございます。4款 町債3、200万円の減額にございます。歳入合計が補
正前の額が4億1、655万4、000円、補正額が300万円の減額、合
計といたしまして4億1、355万4、000円となります。

次、2ページをお願いいたします。

歳出、1款 総務費114万5、000円の減額でございます。2款 下
水道事業費が185万5、000円の減額です。歳出合計は歳入合計と同額
でございます。

3 ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正といたします。

起債の目的として、資本費平準化債が3,000万円の減額で、補正後の金額が1億円となります。流域下水道事業債が200万円の減額で、補正後の金額が1,240万円でございます。減額の合計は3,200万円で、補正後の金額といたしまして、1億1,240万円とお願いするものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第5号は承認されました。

次に、日程第11 承認第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(平成25年度甲良町一般会計補正予算(第1号))。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 承認第6号におきましては、中身を6日の全員協議会で議案の説明がありました。予算としては補正予算であります。山田議員の解職請求に伴う住民投票の実施をするための予算1本であります。そういう点では、除斥に該当するということには私は考えます。それで、除斥の適用をぜひお願いしたいというように思っています。除斥は、地方自治法の117条に定め

られています。自己もしくは父母、本人等々省略しますが、その議事に参与することができないというように書かれています。そして、議員必携ではいろいろの事例が載せられていまして、その中に利害関係が直接的であることが重要であって、その利害が間接的である場合は該当しないというように書かれています。そして、予算の審議についても書かれています。その予算の審議は当たらないというのが原則であります。その原則のところの説明を読みますと、その項目だけではない。つまり予算は全体として一体のものになっていると。また、そのものだけを切り離して審議することはできないというように書かれています。今回の場合、山田議員の解職請求に伴う住民投票の予算というように切り離されて他の項目とは別になっています。これだけが審議されて可否がかけられると思います。もちろん専決処分でありまして、町長の専決処分を承認するかどうかという点でありますけども、この点から見れば私は山田議員の除斥を求めたいと思います。

○**建部議長** 西澤議員のご意見でございますが、除斥の対象に当たらないという見解で除斥はいたしません。念のために県の方に照会をいたしました。予算、補正予算につきましては、除斥はないというところでございますので、一応県の確認のための照会も併せて参考にして、除斥はいたしません。

本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**大橋総務課長** 専第6号 専決処分書。

平成25年度甲良町一般会計補正予算（第1号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年4月15日。

表紙の裏面をお願いします。

平成25年度甲良町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ635万1,000円を増額し、35億1,335万1,000円とするものでございます。

1 ページの第1表をお願いします。

歳入、18款 繰越金635万1,000円の増額、歳入合計、補正前の額35億700万円、補正額636万1,000円、計35億1,335万1,000円。

2 ページをお願いします。

歳出、2款 総務費、補正額635万1,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしくをお願いします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

山田議員。

○山田議員 10番 山田です。

先日、全協のときに総務課長からの説明で、4月15日にこの予算専決がなされたという説明をお伺いしたんですけども、その時点ではまだ署名活動の、署名運動の結果も出ていない。また、結果を待たずにこのような予算を決定されたということの説明をしていただきたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 4月15日に専決させていただいたのは、議員解職請求の署名運動が始まるということの届けがありました。それによって総務課の方では選挙管理委員会のコピー機、それから職員のアルバイト代等が発生してきましたので、直ちに専決させていただかないと、その執行ができないということでありました。したがって、最悪のことなのか、選挙の投票のことも考えまして、そこまで補正予算を組んだところでございます。

○建部議長 ほかに質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回、参議院選挙と同時に実施されるようになりました。専決の時点、4月15日にはそのことが確定をしていなかったと思いますが、その後、本請求を行って、5月30日に本請求を行った時点で同時選挙の日程が確定を選管によってしていただいたと思いますが、そこで質問は、同時選挙であれば参議院選挙に執行される予算と併用というようになります。6日のときにも説明をいただきましたが、そこで独自に、同時実施した場合でも独自に必要な予算事項がこの中からどういう部分が当てはまるのかを列挙して説明願えればありがたいと思います。

○建部議長 総務課参事。

○中川総務課参事 独自に発生するのが選挙長。町の選挙は選挙長を置きますので、選挙長と、それから選挙立会人、期日前投票が19日間ありますので、参議院との差額の方も発生しますし、臨時職員を雇いましたので、その人の賃金と、それとコピー機のリース料、防犯カメラの設置などであります。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 総計しますと、独自で、単独でする場合と、それから国の参議院選挙と同時に行いますので、同時の場合の、この解職請求の投票だけにかかわりますと、合計でざっと約幾らになりますかね。今、言っていた金額でお願いします。

○建部議長 総務課参事。

○中川総務課参事 ざくっとですが、60万ぐらいです。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今回のこの選挙ですけど、解職請求の、賛成討論を行います。

町単独でやる場合ですからかなりかかる、600万を超えるみたいですけど、今言われたように、参議院選挙と同じ日にやるということはかなり費用が軽減されます。60万ですか。になるので、この解職請求、やはり町民に民意を問うという意味でも大いに賛成であります。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

その理由を次のように述べさせていただきます。

1つは、町民の願いに応えた専決処分であることです。2つ目には、不正取水、町の水道水を盗み取るという疑惑は、私が甲良町に移住をしたときから耳にしてまいりました。その不正がかなりの規模で蔓延していたことは有収率の6割、7割台という異常な低さから根拠づけられていました。約9年前、ある町民の勇気ある訴えで明るみになり、町民30人が監査請求を行って、私どもの広報でもお知らせをしました。すると、ある町民さんから電話にて、当時は議員ではありませんでしたが、山田議員を名指しで追及してほしいと告発をされました。当時は客観的証拠もないので追及することはできませんでしたが、この時期が山田議員が父親の行為に気づいて、怒って撤去したという時期と重なるものであります。不正取水は誰であろうと許されず、刑事、民事とも追及されて当然であります。議会議員は特別に重い責任を負っています。水道事業にかかわるあらゆる問題に対して発言し、審議する義務と権利を議員は有しています。

山田議員は、盗水が発覚するまでの在任期間、自己の、あるいは同居家族の盗水行為を知りながら、棚上げをしながら審議に加わってきたこととなります。これほどの厚顔無恥もないと私は考えています。情報公開請求の審査会が批判するとおり、公人としての役割と立場にある議員が、町給水条例に違反してきたことの重みが大きく問われています。

山田議員に対する解職請求運動は、この根本に目を向け、賛同した町民のい一筆一筆によって有権者の3分の1という高いハードルを697筆も超過したものだとは私は確信いたします。その願いを受けて住民投票を実施するための予算を計上したことは、当然とはいえ高く評価するものであり、賛成討

論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席を願います。

起立多数であります。

よって、承認第6号は承認されました。

ここで、暫時休憩をいたします。約15分間。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第12 議案第32号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第32号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○中川総務課参事 議案第32号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

今回の改正は、改正すべき時期に改正されていないことが判明したので、県の準則に照らし合わせて全文を確認しました。その結果、内容的には期末勤勉手当の職務加算の改正が1カ所改正できていなく、あとは法律名の訂正、条と項の誤り、地域手当等の文言が抜けているなどの訂正が多岐にわたるものでありますので、本則を全部改正したものであります。

内容が改正されている部分のみ説明をいたします。

12ページをお願いします。

第22条第5項で、4級を3級に改正するものであります。これは、期末手当、勤勉手当に職務加算されているのが3級からであるので、これを改正

したものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席を願います。

起立全員であります。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、日程第13 議案第33号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第33号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**中川総務課参事** 議案第33号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

改正理由は、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の規定が欠落していたので、県の準則に照らし合わせて全文を確認した結果、未改正な部分、また、文言の訂正など、修正が多岐にわたるので、本則を全部改正したものであります。内容的に改正された部分だけ説明をいたします。

まず、2ページをお願いします。

第5条で、4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて、当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができるに改正したものです。

続いて3ページをお願いします。

第6条第1項で、1日の勤務時間が6時間を超える場合は、1時間の休憩時間を置かねばならないと改正したものであります。6条の第2項で、職員の健康および福祉に重大な影響を及ぼす場合は、休憩時間を45分以上1時間未満とする規定を追加するものであります。

4ページをお願いします。

育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の条が追加されるものであります。8条の3第1項で、小学校就学前のある子の職員、または規則で定める職員は、養育のため請求した場合は、早出、遅出勤務をさせるものであります。

8条の3第2項、要介護者を介護する場合にも準用します。

8条の3第3項、早出、遅出勤務に関する手続は、規則で定めるものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第33号は可決されました。

次に、日程第14 議案第34号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第34号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○中川総務課参事 議案第34号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

改正理由は、改正すべき時期に改正されていないことが判明したので、これも県の準則に照らし合わせて全文を確認しました。その結果、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことにより、非常勤職員の育児休業が取得できることによる改正と、条の訂正、条例名の訂正、文言の訂正など、多岐にわたるものであるので、これも本則を全部改正改正したものであります。内容的に改正のある部分のみ説明いたします。

まず、第2条第3号で、育児休業できる非常勤の職員の規定を追加したものであります。アとして、特定職で1年以上に非常勤の職員、かつその養育する子が1歳到達日を超えて引き続き在職が見込まれる非常勤の職員、イとしまして、1歳から1歳6カ月までの子を養育するための非常勤の職員、ウとしまして、育児休業の期間と任期の期間が同じ場合で、引き続き採用される特定職の職員であります。

2ページをお願いします。

育児休業法第2条第1項の条例で定める日とは、非常勤職員については養育の事情に応じて1歳から1歳6カ月までの間、条例で定める日まで育児休業をできるものである規定を追加したものであります。

第2条の2第1号は、非常勤の職員は、1歳まで育児休業ができる。

第2号で、非常勤の配偶者が1歳到達日以前に育児休業している場合は、1歳2カ月まで育児休業ができる。

第3号で、特定職で1年以上の非常勤の職員で、かつその養育する子が1歳を超えて引き続き在職が見込まれる非常勤の職員は、1歳6カ月まで育児休業ができるものです。

続いて4ページをお願いします。

第3条第6号、非常勤職員の子がこの1歳到達日において育児休業をしている場合、または非常勤職員の配偶者がこの1歳到達日において地方等育児休業をしている場合の規定を追加したものであります。

第3条第7項で、育児休業の期間と任期の期間が同じ非常勤職員が任期の更新などで育児休業をしようとするものの規定を追加したものであります。

続いて10ページをお願いします。

第19条で、第1号と第2号に分けて、第2号を追加したものであります。第2号は、部分休業をすることができる非常勤の職員の規定を追加したものであります。

最後に、第20条第3項で、非常勤の職員の部分休業の1日の限度の規定

を追加したものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

- 建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第34号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

- 建部議長** ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第34号は可決されました。
次に、日程第15 議案第35号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

- 陌間事務局長** 議案第35号 甲良町新型インフルエンザ等対策本部条例。
上記の議案を提出する。
平成25年6月10日。
甲良町長。

- 建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。
保健福祉課長。

- 川嶋保健福祉課長** 甲良町新型インフルエンザ等対策本部条例について説明させていただきます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が、全協におきましては平成25年4月1日ということをお話ししておりましたけれども、正式には平成25年4月13日の施行でございますので、訂正をお願いいたします。平成25年4月13日から施行されたことに伴い、甲良町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものでございます。

新型インフルエンザ等の発生の備え、危機管理の体制の一環として情報の共有化を図り、対策を講じるために対策本部の条例を制定するものでございます。

甲良町新型インフルエンザ等対策本部条例。

趣旨でございます。第1条、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、甲良町新型インフルエンザ等対策本部について必要な事項を定めるものとする。

対策本部の組織、第2条第1項、新型インフルエンザ等対策本部長は、対策本部の事務を総括する。

2項、新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、対策本部事務を整理する。

3項、新型インフルエンザ等対策本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

第4項、対策本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5項、前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

対策本部の会議、第3条第1項、本部長は、対策本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2項、本部長は法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができる。

対策本部の部、第4条第1項、本部長は必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

第2項、部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3項、部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

第4項、部長は部の事務を処理する。

補則、第5条、この条例に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、別に定める。

付則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 1個だけ質問します。第3条の中に、情報交換および連絡調整を円滑に行うためというのがあります。報道によりますと、新型インフルエンザが1件でも発生したら非常に緊迫した状況が報道で伝えられたのを聞いたことがあります。そういう点では、町内ないし県下で新型インフルエンザの事例が発生したということになりますと、迅速な対応が必要となってきます。そこで、ここにあります情報交換および連絡調整の相手は、県や、それから医療機関が主になるというように思いますが、この3条に関することでマニュアルのような形式ですね、こういうようなことを行って連絡調整を行い、

情報交換の情報を共有するというようになっている部分、そういうことが定められているのか、それともこれからののか、県下の情勢や、それから甲良町の中における対応はどういうようになっているか、説明、お願いしたいと思います。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** この情報交換につきましては、県につきましては湖東地域の管内では医者、あるいは医療機関を交えての対策本部会議が開かれますので、その情報交換につきましては、その会議をもってまた町の方におりてくるという思いがございます。また、町内におきましては、まだこれからその体制を整備させていただきたいと思っております。

○**建部議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決は最終日、14日に行います。

次に、日程第16 議案第36号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第36号 琵琶湖流域下水道協議会規約を定めることにつき、議決を求めることについて。

地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、琵琶湖流域下水道協議会を設置するに当たり、必要な規約を定めることを関係地方公共団体に協議することにつき、同条第3号の規定に基づき議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○**若林建設水道課長** 議案第36号 琵琶湖流域下水道協議会規約を定めることについて説明申し上げます。

本協議会は、財団法人滋賀県下水道公社解散に関連し、公社理事会にかわるものとして県と各市町が共同して流域下水道事業の運営に参加し、市町の意見が反映される枠組みをつくることをめざし、昨年度来、県と市町が協議して設置が決まったものでございます。

このことから、本協議会は、流域下水道の運営に係る計画を共同して策定することとしており、広域にわたる総合的な計画を共同して作成する協議会として地方自治法第252条2第1項の規定に基づき、協議会の議決を必要

とする協議会としたものでございます。

続きまして、琵琶湖流域下水道協議会規約の説明をさせていただきます。

第1章、総則、第1条、協議会の目的といたしまして、この協議会は、滋賀県が施行する琵琶湖流域下水道事業および関係市町が施行する関連公共下水道事業の安全かつ安心な運営および円滑かつ効率的な推進を図るため、滋賀県および関係市町が共同して琵琶湖流域下水道事業の運営計画を策定するとともに、相互に連絡調整を行うことを目的といたします。

第2条で協議会の名称、第3条で協議会の構成、第4条で協議会の担当する事務、第2章、組織といたしまして、第5条で組織について、第6条については会長について、第7条は副会長について、第8条は委員について、第9条は調整会議について、第10条は事務局について、第3章、会議について、第11条で会議について、第12条について会議の招集について、第13条、会議の運営について、第4章、財務、第14条、経費の支弁の方法について、第5章、補則、第15条、その他について。

付則といたしまして、この規約は、滋賀県および関係市町の協議が整った日から施行をいたします。

以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 1点だけ、説明を求めます。

13条のところに会議の運営が定められています。それで、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないというように委員会が開会することの定めが13条に定められていますが、議決、先ほど提案説明の中で議決という言葉が言われましたけども、その議決についてどのような規定があるのかということが書かれておらずに、会議に諮って、会長が協議の会議に諮って別に定めると。会議の事項その他の運営に関しというようにありますので、議決をする場合など、議決が必要ないのかもわかりませんが、協議機関ということですので、それでも協議の結果議決が必要なことも出てきます。それは別に定めるということで別の過半数ないしはそういう定めがあるのかどうか、ご説明お願いします。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 第13条の規定ですけども、事業の円滑かつ効率的推進を図るためということで、県とすべての市町の合意の上で実施されるものというのを基本にこの協議会を設置するようになっております。ですので、一応全員一致というのを原則にして諮って議決をするということになってお

ります。

それと、そういう小さいといいますか、別には、また規約とは別に要綱を定める予定であるということでございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 今ほど全員一致で協議して合意をしていくということは、この中の条文のルール上にはないのですが、別の定めるというところに、文章上にあるのですか。それとも今、参事が言われた見解という程度なのでしょうか。それはこの協議会に確認されている中身、説明をお願いします。

○**建部議長** 参事。

○**北坂建設水道課参事** 原則ということで、全員の合意が得られるということが原則ということこれから協議会の運営の要綱ということをもた定めていくというのが設置していく予定ということでございます。

○**建部議長** ほかに。

阪東議員。

○**阪東議員** 1番 阪東です。

協議会の構成ということで、19市町というふうな形のものになっていきます。委員についても5条に19人というふうな形のものになっておるんですけども、一番の滋賀県ならびに、滋賀県というのはどうかかわりをするのかと。19市町の役員というか、そういうようなものに対して滋賀県は入っていないというふうな形で解釈できるんですけど、その点についてお聞かせください。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 協議会の構成につきましては、滋賀県ならびにということで、あと下云々、19市町が参加しております。協議会の組織といたしまして、会長と委員の19名をもって入ります。ですので、一応滋賀県も19市町と一緒に立場ということで入ってくるということでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 会長がこの滋賀県というふうな形になるのか、そこがどうなのか。ということは19しか、例えば議席がないわけですよ。そういうふうなところで滋賀県がどうかかわりをしているのかというふうな形を聞きたいということです。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** 阪東議員から今ご質問がございました。この協議会の組織は、知事と19の市町の首長が入ることですので、合計で20人の協議会の構成メンバーということになります。したがって、全協で説明を申し上げましたとおり、公社が解散することによって、今まで、いわゆる下水道公社の

運営およびいろんなことについては各構成市町の首長が理事として入っておりますので、その中でいろんな意見を言いながら運営を進めてきたことが今回公社解散によって県が直営ですというようなことになると、市町がお金は出すが意見は言えないということから、それではおかしいんじゃないかという、それぞれ首長からの反発が出た。これはなぜかという、直営でやれば県議会ですべて決められたら我々の立場はどうなるんやというようなことから、協議会を改めて設置しましょうというようなことになったわけです。その協議会の中身については、具体的なところまではまだ、そこまでは詰めておられないので、今後、それは課題でもあるかなと。

ただ、協議会が法的な根拠のある手続をした協議会の権威を持つものになるのか、単なる意見を言うだけの協議会になるのか、そこらは19市町の首長の大方の意見はある程度権限を持たされた協議会でないとだめだということから、各議会でそういう説明をし、あるいは議決を図ってもらいたいというようなことであります。

以上です。

○**建部議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。

今、私の疑問も、それから阪東議員の疑問も、中心点は県の事業の中に対等で私たち甲良町の行政が参画できるのかというところにあるというように思っています。そこで、規約上はこういうような表現であります、滋賀県ならびにというようになっています。つまり、県が実施する、上の第1条にありますように、県が実施する琵琶湖流域下水道事業というようになっているところから見て、県の事業に対して19の市町が対等に意見を申し述べるという関係で、3条ならびに先ほど言いました13条を、19市町がしっかりと発言できる、そして、規約上もそういう根拠づけのある内容に深めてもらいたい、また、そういう希望を反映してもらって、この規約が充実するようにぜひしていただきたいと思うんです。流域下水道は、非常に大きな予算を伴っています。各参加する自治体の負担も大きいものがございまして。そういう点から見ても関係市町が県に対してしっかりと物が言える、そして、発言した内容が県の施策に反映するという仕組みの協議会にぜひ充実させていただきたいことを述べまして、町長がそこに参画されていくわけですし、その中身が充実するようにぜひ反映していただきたいと思っております。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、日程第17 議案第37号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第37号 平成25年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○大橋総務課長 それでは、議案第37号を説明いたします。

表紙の裏面をお願いします。

既定の歳入歳出の総額に、それぞれ570万円を増額し、歳入歳出の総額を35億1,905万1,000円とするものでございます。

1ページの第1表 歳入歳出予算補正。歳入、18款 繰越金150万円、19款 諸収入420万円、歳入合計、補正前の額35億1,335万1,000円、補正額570万円、補正後の額36億1,905万1,000円。

2ページをお願いします。

歳出、2款 総務費420万円の増額、4款 衛生費100万円の増、10款 教育費50万円の増額、歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしくをお願いします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 7ページの太陽光発電設備設置補助金、100万円となって

います。たしか1人10万円と聞いていますので、多分10人までだということになっていると思います。10人を超えた場合、その場合、補助金を出していただけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 当初予算に100万円を見ていただいております、これ、補正ということで追加で100万円、10人分を見ていただくということで20人分ということをお願いするものでございます。100万円を超えた場合思いますが、これで打ち切りをさせていただこうと思っております。補正を倍に、当初の2倍になっておりますので、これにて終了させていただきたいと思っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ということは、10人で打ち切りということは、早い者勝ちという形になるんですか。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 そうなります。当初に申請いただいた順番という形にさせていただいておりますので、そういう形をとらせていただいております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 そういう形で10人で締め切るというよりも、できたら何人か出たら補助してやっていただきたいと。ちょっと検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決につきましては、14日最終日に行います。

次に、日程第18 議案第38号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第38号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成25年6月10日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○奥川人権課長 議案第38号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

表紙の裏面をお願いします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出総額にそれぞれ57万2,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ557万4,000円とお願いするものでございます。内容につきましては、第1表でございます。

まず、歳入でございます。1款 財産収入、補正額57万2,000円の追加、補正前の額500万円、補正額57万2,000円、補正後の歳入合計額は557万4,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。2ページをお願いします。

1款 公共事業用地取得事業費、補正額57万2,000円の追加、歳出合計につきましては、歳入合計額と同額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** 説明欄の6ページ、7ページのところで、土地の売払い収入57万2,000円の収入があり、これの対象は説明がございました。1万平米、単価の1万5,000円という説明があったわけですが、そのままその金額を公有財産の購入費に充てるということに読めるわけですが、公有財産の購入する公有財産の中身について、どういうものが対象となっているのか、説明をお願いいたします。

○**建部議長** 人権課長。

○**奥川人権課長** この土地につきましては、もともと県道の残地でございます。それで、町道内の県有地、県道内の町有地と等価交換とかで話を進めてはまいりましたが、売却払い下げの対応以外は県の方はないということになりましたので、いったん町が払い下げを受けまして、隣接所有者に払い下げを行うと。それで、今のところ価格、この前の全協でも1万5,000という形では申し上げたわけですが、一応今のところおおむねというところで、これにつきましては甲良町の地価評価平均を予定してほしいということで、県の方も査定の方も現地へ入って、金額を定めていかれるということになっております。

以上です。

○**建部議長** ほかに。

西澤議員。

○**西澤議員** 確認の中身になろうかと思えますけども、県道の隣地者に払い下げる等価交換ということで、同じ金額が収入に上がり、支出になるということでよろしいのでしょうか。

- 建部議長 人権課長。
- 奥川人権課長 町の方がいったん買い求めまして、その隣接者に同額で払い下げを行うものでございます。
- 建部議長 ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)
- 建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。
(賛成者起立)
- 建部議長 ご着席を願います。
起立全員でございます。
よって、議案第38号は可決されました。
金澤議員、動議の提案を求めます。
- 金澤議員 9番 金澤です。
西澤伸明甲良町議会議員に対する辞職勧告決議(案)を提出します。
(「動議、賛成」の声あり)
- 建部議長 この動議につきましては、文書で出されております。
よって、日程の追加として上げて議題といたしますので、事務局により日程追加、そして、その議案のコピーまた処理等にちょっと時間が要しますので、午後一番に、この議案については審議をしていきたいというふうに思います。
よって、午後の開会、1時から。
(「議長、動議」の声あり)
- 建部議長 山田議員。
- 山田議員 西澤議員の動議の終了後、私も動議といたしまして、甲良町議会議長の不信任決議(案)を提案したいと思います。
(「賛成」の声あり)
- 建部議長 それにつきましても、文書で提出されておりますので、西澤議員の辞職勧告、そして私の不信任決議につきましては、午後の追加日程で議題といたしたいと思っておりますので、午後1時まで休憩をいたします。
(午前11時30分 休憩)
(午後 1時00分 再開)
- 建部議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

追加日程第1 発議第3号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西澤議員の除斥を求めます。

(11番 西澤議員 退場)

○建部議長 議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第3号 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年6月10日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員、金澤議員。

賛成者 甲良町議会議員、西川議員、同じく野瀬議員、同じく山田議員、同じく濱野議員、同じく丸山恵二議員です。

○建部議長 本発議については、金澤議員から提出されておりますので、金澤議員、提案説明を求めます。

○金澤議員 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

本議会は、甲良町議会議員西澤伸明君を、以下の理由により議員辞職を勧告するものです。

あなたが昨年12月議会において、愛荘町の給食についてえさづくりだと一般質問にて発言、その後、即刻、丸山光雄議員、藤堂一彦議員以外の良識ある議員の賛成で議員辞職が可決されているにもかかわらず、以後、何ら謝罪や辞職もせずに現在に至っていることは極めて残念なことであります。

去る4月5日、愛荘町議会より議長さん含め3人の方が甲良町議会に抗議に来られ、愛荘町議会においても大変大きな問題になっている。何ら謝罪もしない西澤議員の無責任さや甲良町議会の対応に不信感を抱いておられる。議会はもとより甲良町全体の恥じるべき大問題である。

あなたは、同じく12月議会において、部落民という差別発言をするなど、なりふり構わない一連の言動は、甲良町議会の品位を著しく傷つけただけでなく、甲良町民の恥である。

よって、即刻西澤議員の辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

平成25年6月10日。

甲良町議会。

なお一言つけ加えさせてもらいますと、先ほど西澤議員は議長のご了解を得て総会のえさづくり発言問題について釈明と謝罪をいたしました。12月議会の

発言からこの6月議会まで、約6カ月の期間があったにもかかわらず、なぜ今なのかと、そういう疑問が大いにわいています。それは、愛荘議会から、こういう抗議文が来た。そのことの重大さに気づいて、これは大変なことだということで今日の釈明になったものだと私は思っております。その愛荘町議会から、もし抗議文がなかったらこのような釈明があったかどうか、それも疑問であります。

そして、甲良町議会において釈明、謝罪しましたがけれども、私としては先に甲良町民に謝罪、そしてまた愛荘町議会に対して釈明、謝罪するのが、これが当然だと思っております。

そしてまた、部落民発言については何ら謝罪もないのは、本人の心の中に同和地区に対する差別意識が存在するからだと思っております。国や県、市町、そして、人推協、企業、法曹界、各種団体、甲良町各字等々、あらゆる各種各層がこの問題解決のために取り組んでいる中、甲良町議会議員として、また最長たる議員の発言としては当然許されないものでないばかりか、過去何十年にもわたって同和批判を繰り返し、法終了後もいろいろ差別事象が発生しているにもかかわらず、現状を認めない言動が繰り返し町民の今もある潜在的な差別意識を利用して、この同和問題をえさにして票を伸ばしている。

そして、新築資金の滞納問題も、入った人は97%以上が返還しているにもかかわらず、共産党の民報で、本当に一部の人のことを全体的な同和地区住民が滞納しているというような民報で書き出し、誤った書き出しをしている。

こういう人が甲良町の議員として本当にふさわしいのかどうかということ、ここで皆さんに本当にしっかりと議論していただきたいし、そして、この人が甲良町議会にいることは、今後甲良町が進める、やはり同和施策に対しても本当にプラスになるか。絶対プラスになりません。だから、私はこの辞職勧告案を前にして、西澤議員の即刻退場を求める。そういう思いでありますので、どうか議員の皆さん、最後に私たち、同和地区住民がこういう言葉を言われたときにどれだけ痛みを感じるか、そのことを本当にしっかりと理解していただいて正しい判断をよろしくお願いいたします。

○**建部議長** 金澤議員の提案説明に対しまして、質疑を許します。

質疑はありませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** この前の部落民という言葉に対してですけど、西澤議員は私らとよく話をしているんですけど、差別を一般の人と一般でない人との差別をなくすために使う言葉なんですね。ですから、決して差別には当たらない

と私は思っています。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 これは質疑ですか。これは質疑やない、討論だと思いますけど、どうですか。

○建部議長 どうですか。質疑は。今のは質疑ではないんですね。

ほかに質疑、ございませんか。

藤堂議員。

○藤堂議員 この文の中に、4月5日の愛荘町から議長さん含め3人の方が抗議に来られた。その中身についてもう少し詳しくご説明願えませんか。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 藤堂議員、この抗議文については、抗議については我々議員は議長と副議長と議会事務局が3人か、対応していますので、議長から何の報告も受けていませんので、内容的には我々何もわからない。ただ、西澤議員に対する抗議文ということだけ聞いています。あとは議長に聞いてください。

○建部議長 藤堂議員。

○藤堂議員 一般議員は何もわからないということなんですけども、それならなぜここにこうやって上がってくるのか、教えてください。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 それは、丸山恵二議員から聞いたわけです。こういうことがあったということを、事実を。

○建部議長 賛成者になっておりますので、丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 今、藤堂議員からの質問に、簡単でございますが答えさせていただきますと、4月5日の日に、愛荘町さんの正副、それから事務局長、3人がいらっしゃいまして、こちら甲良町議会正副、そこに事務局長が入ってもらって3人で、3対3で愛荘さんのお話を聞かせていただきました。愛荘さんの、たまたま12月議会にここに、たまたまです。呼んだわけで何でもないんですけど、議長さんともう1人の議員の方が傍聴に来ている中でのことでしたので、議長は帰ってから、議運と全協にもかけて、各議員と相談した結果、甲良町議会に対して文書であらわすか、それを口頭で、文書であらわすことが大きくなってまいかんで口頭でという愛荘町の中での決まったそうです。だから、それに対して愛荘町では、こういうことになりましたのでということで甲良町にちょっと出てきてくれまして、時間をとってくださいということでしたので、時間をあげまして一緒にしゃべったところ、ことをあまりにも大きくしたくないので、これは議長も局長も聞いている。僕が3人の中で、できることなら西澤議員から文書であらわすか、それか謝罪をしていただけるか、ただインターネットとかでは愛荘町民はまだ知らない

人もいると。ことが大きくなるまでに愛荘町は何をしとるのやと言われるまでに甲良町さんから何らかの形を見せてほしいということで、話はそんな感じで終わったんですけど、だから、そのことに関しては、私は金澤議員にも、こういうことがあったよというのは伝えておきました。

近々議員に説明をしようと思っていたところもあったのかどうか、ちょっとその辺、わからんけど、4月24日かな、特別委員会がありました。そのときに、議長、僕から言いました、はっきりと。議長、やっぱりこれは近いうちに甲良町の議員にも説明は、こういうことがあったという説明はしといた方がいいんじゃないかということは言うとききましたけど、ちょっと何かあ のとき、そういうことはなかったので、僕は副議長ですので、議長が言わな いことに関してそのとき言うたらどうやということをはっきり言えませんでしたけど、ことはそういうことでした。愛荘さんからの申し出は、ことが大きくなるまでに、できれば何らかの形で示してほしいということでした。

○建部議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 先ほども言いかけたんですけど、この部落と一般の関係を、差別をなくすために甲良町においてはそういうことで話をしたということなんです。というのは、私の友達にもいっぱいいろんなところの人がいます。地方に。こういう話をしたんですけども、部落民という話を。そんなんはごく普通にみんなが使っていると。こういう言葉でした。この間の解職請求のときにも何人か会って、また辞職勧告があったなということでこういう話が出て、北落、それから金屋でもいろんな人に会ったら、部落民というのはごく普通に使っていると。部落民ということは国民、むら、国民がある場所に集まる、そして、できたむら、こういう集落を一応部落民と言うということ を聞かされました。全くそのとおりだと思いますので、これは決して差別には当たらないと思います。で、反対です。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 4番 濱野でございます。

先ほど金澤議員から提案説明がございましたが、まさしくそのとおりだ というふうに私は思っております。まず、本議会の初めに、西澤議員の方から本日釈明がございました。先ほど金澤議員もおっしゃいましたけど、既に半年がたっております。釈明をして済む問題ではないというふうに私は考えて

おります。

それともう1点は、約2カ月前に愛荘町議会からそのような形で抗議に来られたというような報告が、全く議長の方から我々議員の方に報告がなかったということは至って残念であると、そのように考えております。どのような対処をしようと思っておられたのか、その辺もよくわかりません。しかしながら、本当に給食にかかわっておられる方、また、子どもさんや父兄の方や給食をつくっておられる方、気持ちを思うと、本当にやるせない気持ちでいっぱいでございます。当然、本当に常識論としまして、議員の発言するような言葉ではございません。そういうのを含めまして、私は賛成討論といたしたいと思います。

○建部議長 ほかに討論は。

野瀬議員。

○野瀬議員 2番 野瀬でございます。

私も賛成討論をいたします。

先ほど今議会の最初に、釈明という言葉で西澤議員が発言されたんですけども、釈明は要りません。要は謝罪をしないとイケないと思うんです。それも甲良町だけじゃなしに愛荘町の方から3名、来ていただいていると。それに対して、要はほったらかしと。こんなことがまかり通ってはいけないと思っております。即刻愛荘町の方へ出向いて謝罪が必要かと思っております。賛成討論といたします。

○建部議長 ほかに。

藤堂議員。

○藤堂議員 私がちょっとこの中の文章を見まして先ほど質問しましたけども、この愛荘町からの話が正副議長が立ち会いながら本人に伝わっているのかどうか、それが疑問やというふうに思いますので、反対討論します。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 10番 山田です。

私も賛成討論をさせていただきます。

前日も辞職勧告をさせていただいた賛成議員として、今回とも愛荘町の議長さんはじめ、副議長さん、局長さん、口頭での抗議に来られたということで、私も心やすくしておりますので、先日6月3日の日に、たまたま本田議長とお会いすることがありまして、このようなことがあったということは聞いているんだけど、その後どうだというようなことをお聞きするところによると、いまだ何の答えも返っていない、謝罪もない。非常に遺憾の意をあらわしておられました。こういうことで本日謝罪はさせていただいたんですけども、甲良町議会に対しての謝罪はさておいてではないんですけども、後々で

も結構です。まず愛荘町さんの関係者、給食センターにかかわる方々、そういういろいろな方々に対しての謝罪はしなければならぬんじゃないかなというように気はいたします。このようなことが現実にはほっておかれると、本当に甲良町議会の品位を損ねるといふか、そういうことに思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○建部議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 8番 丸山です。

まず、賛成討論ですが、その前に、藤堂議員の思いを僕は知っていますので、先答えておきます。あれはたしか広報委員会のときでした。広報委員会のときに西澤議員がいらっしゃいまして、もちろん広報委員ですのでいらっしゃいました。その中で、途中、ちょっと西澤議員が用事があるのでちょっと早う帰りたいということでしたので、それは議長室に、議長がちょっと西澤議員、ちょっとこっちへ寄ってくださいということで議長室でこういうことが愛荘町さんからありましたよということは議長の方から西澤議員には伝わっています。それは納得してくれましたか、それで。議長の方から間違いなく西澤議員には伝わっています。

その中でも、今、山田議員からもありましたように、僕も愛荘町議会議員の人を何人か知っておるんですが、いまだかつて甲良町の西澤と言う人もいれば、西澤議員と言う人もいますけど、何の弁明もなく、謝罪もないということは聞いておりますので、これはやっぱり12月議会のことで、やっぱり愛荘町さんとしては、先ほども言いましたけど、ことをあまり大きくしたくない、できるだけ早く甲良町さんにこういうことを言われたけど、こういうことで謝罪に来られましたよということを早くみんなに、愛荘町議会としては説明をしたいということです。それに関して、やっぱりまだいまだに謝罪がないというのは事実なので、これはやっぱりいかんと思うので、賛成討論とさせてもらいます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 1番 阪東です。

今ほど聞かせてもらって、12月で一応西澤伸明さんの議員の辞職勧告というふうな形のものがあったんは可決しているというふうなことで、新たな問題として今ほど丸山議員が言われましたように、甲良町議会の中の抗議というふうな形のもので愛荘町から来たものだというふうに思っております。しかしながら、その内容というのは、一部の議員だけが知っているだけであって、我々は全然全く知らないということで、それが果たしてそういう攻撃になってないことが辞職勧告に結びつくのかというふうな、理解に苦しむところです。発言事項は本当に悪いことだと思っておるんですけども、その

点については、やはり本人の謝罪というふうな形を一日も早くという形のものは、これは適当なところだろうというふうに思いますので、即イコール辞職勧告決議というふうな形については結びつかないのではないかなど。もう少しやはり冷静な期間が要るのではないかなどというふうに、こう思います。

したがって、私については反対討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席を願います。

起立多数であります。

よって、本議案は可決されました。

ここで、西澤議員の入場を許可します。

(11番 西澤議員 入場)

○建部議長 西澤議員にご報告申し上げます。

発議第3号 西澤議員に対する議員辞職勧告決議(案)は、賛成多数により可決されましたことをご報告申し上げます。

議事の都合上、副議長と交代いたします。

○丸山副議長 次に、追加日程第2 発議第4号を議題といたします。

地方自治法117条の規定により、建部議長の除斥を求めます。

(建部議長 退場)

○丸山副議長 議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第4号 甲良町議会議長の不信任決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年6月10日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 山田議員。

賛成者 同じく西川議員、賛成者 同じく金澤議員、賛成者 同じく野瀬議員、賛成者 同じく濱野議員、賛成者 同じく丸山恵二議員でございます。

○丸山副議長 本発議については山田議員から提出されていますので、山田議

員に提案説明を求めます。

山田議員。

○山田議員 甲良町議会議長の不信任決議（案）を提出させていただきます。

説明は、この本文を朗読にかえて説明をさせていただきます。

本議会は、甲良町議会議長、建部孝夫君を、以下の理由により議会を代表する議長として到底信任できない。

平成25年4月12日、区長会において、一休庵において、建部議員らが署名活動の協力依頼、平成25年4月16日、課長会后、行政の課長会后、各課長に課の町内職員に署名要請の文書配布、平成25年4月18日、みずからまずいと思い、撤回の文書を再送したということで、①、上記のとおり、解職請求に対する署名活動について、あなたはまさしく議長という立場を利用して職員に対し署名を強要している。職員の署名の自由意志を踏みにじった行為である。多くの職員は不安や不信の気持ちでいっぱいであったと思います。また、解職請求が提出される以前より、区長会に出向き、中心になり、今後の依頼をするなど、全くなりふり構わない行動、また、一方的な主張に対し、今後法的措置は避けては通れないものだと思います。

②、4月5日、今も問題になりましたけども、愛荘町議会より正副議長、局長、3名の方が西澤議員の発言で抗議に来庁されました。甲良町側では正副議長、局長が対応し、そして、しながらこのことを全議員が集まる委員会等があったにもかかわらず、議長としての報告も怠っている。いまだ愛荘町議会に謝罪の意もあらわしていないことは信じがたいということでございます。甲良町議会全体としていまだかつてない大きな問題でありますし、西澤議員が自分にとって有志の議員ではあるとはいえ、それような行動をとっているのか、全くあきれられるばかりであります。

この西澤議員の、けさ方の西澤議員の謝罪の後も、私はこの謝罪に行ったかどうかということを質問しようとしたけれども、議長として私の発言は受け付けてはいただけませんでした。

議長の地位は、議会自体の権威と結びつくものであり、あなたのとっている行動は全くその限りではありません。今後、新しい人格、識見ともすぐれた議長にかわっていただき、早急にこの問題を解決するべきだと考え、即刻議長の辞職を求めます。

建部議長は、以前より官製談合問題では犯罪者との親密な関係が指摘されたり、当時の職員の自白を強要したり、また、自転車による飲酒の事故や、職員時代にキャバレーへの不正支払いへの発覚等々、議員辞職も可決した人物であります。これ以上居座るのは、本当に言語道断である。

1、上記で述べたとおり、議会の品位と公正さを著しく傷つけている。

以上、議決する。

平成25年6月10日。

甲良町議会。

皆様の本当に賢明なご判断を仰ぎまして、議案説明とさせていただきます。

○丸山副議長 山田議員の提案説明に対して、質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 先ほど配られました不信任決議（案）ですが、この中にあります幾つかで質問させていただきます。

①のところの2行目ですが、職員に対して署名を強要しているとあります。この強要しているというのは、地方自治法でも定められています。どういう事実があったのかについて説明をいただきたいと思います。

そして、続いて、自由意志を踏みにじった行為であるというようになっていますが、建部議長が地位を利用して自由意志を踏みにじる行為をしたのかどうか。どんな行為をあなたは自由意志を踏みにじる行為と認定したのかどうか、説明、お願いいたします。

それから、以前より官製談合、下の方ですが、あなたは以前より官製談合問題では犯罪者と密接な関係が指摘されたり、この点ですが、どういうことが指摘をされて、どういう内容で建部議長が公正さを欠いているのか、説明いただきたいと思います。

そして、当時の職員の自白を強要したりというのがあります。強要というのは、先ほども言いましたが、どういう内容で強要をして、自白をしなければ許さないというような態度をとったのかの説明をお願いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○丸山副議長 山田議員。

○山田議員 まず最初の署名を強要しているという質問でございますけども、課長会が終了して退室の際に、建部議長みずから封書入りの文面で署名をしてくださいと依頼の文書を手渡しているということが、事実がわかっております。職員の方に対しても議長という名前で提出するという事は、これは暗黙の圧力に当たるのではないかなど。職員の方々はやっぱり町長なり議長という立場の方に対してのそれなりの考えをお持ちであると思いますので、それなりに判断に苦しむのではないかと考えております。

2番目の職員の署名への自由な意志を踏みにじったという、自由の意志、今も申したとおり、議長がみずから集めに行く、そういう言葉では言わないんですけども、文章で甲良町に在住している職員の方に文章で示しているということは、職員の方々もいろいろ不安、不信、そして自分がどのような判断をしたらいいのかという、本当に判断に苦しむような状況に追いやったと

私は思っております。

それから、犯罪者との親密な関係、これは執行猶予になったYさんとしておきますか、Yさんとの事前でいろいろCDテープとか、いろんなものがあったということも相談を受けておりながら、即刻警察等に連絡もせず、何らかの意図があり、策略があり、百条委員会まで持ち込んだという、いろんなことが考えられます。

職員の自白を強要した。これは、当時野瀬総務主監が、事情聴取を受けるに関して、いろいろ電話等で野瀬主監にこういうことを言ったらどうやとか、こういうふうに言いなさいとかいうようなことを言っていたと。事前に我々と関係者との相談をするのもいかにぞと。したらしたで、それなりに罰するぞとか、そのような電話、そういう圧力のある電話をしていたということが判明しております。そのこともふまえながら、幾つかの事情をふまえながら、この不信任決議ということに相なりましたので、よろしく願いいたします。

○丸山副議長 西澤議員。

○西澤議員 今の山田議員の回答について、不十分なところを再度お尋ねしますが、まず、議長が議場外で一議員としての活動をするについては制限ありというように山田議員は考えておられるかどうか。つまり、議長職であっても議場内のことであります。議場外で一議員としての諸活動、さまざまな活動がございます。そういう活動も制限をされる、自重しなければならないと考えているのかどうか。その点、まず1つ、説明をしてください。

それから2つ目は、先ほど聞きました中で、暗黙の圧力と言われましたが、脅迫めいた言葉、それから自治法で定めている利益誘導など、こういうことがほのめかされたり、そういうことをしたのかどうか、この点、説明してください。よろしく願いします。

○丸山副議長 山田議員。

○山田議員 議長という立場、議場では議長という立場、もちろん、として責務をとっていただかなければならないんですけども、このほど、庁舎内で職員さんに文書を配布する。その文書の中に建部孝夫（議長）というような文章で、議長という明言がしてありました。これは議長として行動を起こしていると、庁舎内でもそういう形をとっておるところでございます。私は別に、議場内であろうが、議場外であろうが、当時というか、当初の事業であれば、当時の議長であれば、議長なりの責務はやはりとらなければならないのかというような思いを持っております。議員活動は自由でありますけども、議長としての中立とした立場を、やはり責任上持っていただき、この議会をうまく運営をしていかなければならない立場あるがゆえに頑張っていかなければなら

ないのかなという気はしております。

次に、職員に対しての口頭、文面での圧力、脅迫、それはございません。ただ、議長という文面、（議長）という文面、この文面が職員の方々にとっては、建部孝夫イコール議長です。この庁舎内においては。そういう形の見えない圧力をかけたということを私は言っておるわけでございます。

○丸山副議長 藤堂議員。

○藤堂議員 まず、発言者に対して質問する前に、総務課長か町長に若干、この3項目、4月12日、4月16日、4月18日の建部議長の行動が書いてあります。それで、イエスかノーかで結構ですので、お聞かせ願いたい。

といいますのは、4月12日、区長会とありますのは、区長・農業組合長合同会議、初の合同会議やったというふうに私は認識するんですが、それに間違いはないと思うんですが、これが後の懇親会、一休庵であったと思うんですが、ここに括弧書きで一休庵と書いているのは、それで間違いはないのか。一言、お願いします。

○丸山副議長 町長に聞きたいんやね。

○藤堂議員 町長でも総務課長でも結構です。

○丸山副議長 イエスかノーだけで言うてるので、簡単にでも。
（「提案者に対して質問しかできない」の声あり）

○丸山副議長 そしたら、あかんのやな。
（「あきません」の声あり）

○丸山副議長 藤堂議員、そういうことで。提案者に対しての質問ですので、町長、総務課長にはできないということですので、提案者に切りかえてください。

○藤堂議員 ただ、その日の行事予定を、行事があったのかどうかというだけで聞いているので、それでもあきませんか。

○丸山副議長 できません。

○藤堂議員 それじゃ、提案者に説明を求めたいと思います。

この今申し上げた区長会、括弧書き、懇親会の一休庵やと思いますけども、そこに議長が行っておられたことを、あなた方も参加して、その場所におられたのかどうか、お聞かせ願いたい。

○丸山副議長 山田議員。

○山田議員 ただいまの質問にお答えします。

残念ながら私たちはこの会議には参加はしておりません。ただ、参加しておられました何人かの区長さんからお聞きをいたしております。

○丸山副議長 藤堂議員、どうぞ。

○藤堂議員 この区長会とといいますのは、区長の、先ほど言いました農業組合

長会、多分私の憶測ですけども、過去から行政が行う懇親会に議長は参加していないというふうに思うんですが、それなのにここで一休庵というふうに書いておりますのは、誰かに頼んで強要したのかどうかということが疑問になります。私は、これは、この行動については賛成できません。

○丸山副議長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山副議長 ないようですから、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は建部議長に対する不信任決議に反対する立場で表明をさせていただきます。

議長は、議場における秩序を維持し、公平公正な運営を旨とされているものでありまして、議場外では一議員としての主張や活動が制限を受けるものではありません。これは提出者の山田議員も認めておられることであります。解職請求書名活動への協力依頼は、議員の、いえ、町民全般の正当な活動であります。問題にされています平成25年4月12日のこの文書の配布は、解職請求の趣旨が書いた6人の議員の連盟の文書でありまして、私どもも区長会、区長さんと、それから農業委員さんの会議が終わった帰りしなに議場の、会場の外でそれぞれの役員の方に手渡しをして、こういう運動を始めますということでお渡しをしたものでありまして、全く強要には当たりません。

また、議長は以前、議場の問題になったときに、議会の論議を通じて解決をする。そして、それぞれの立場、それぞれの意見を述べ合ってもらい、こういうことを最大限尊重したいという表明がございました。まさに言論の府である議場の、議会の役割を尊重された心得であるというふうに私は思っています。

また、2つ目に、文案には署名を強要しているとありますが、地方自治法で規定している威迫、脅迫には全く当たらないものでありまして、町民に対しても、職員に対しても、理性と道理に働きかけて解職署名運動を進めたものであります。その進めた一員でもありまして、署名数はいろいろハードルが設定をされる。最後には公開をされて山田議員の関係者の方が署名を写しに来られるという縦覧期間がありました。この縦覧期間も設定をされた。つまり、署名をした者が誰かに見られる。そして、解職請求の対象者としての方からも見られる署名だということをハードルを越えて44.5%の方が署名に応じていただいたものであります。これは一議員が、また議長という立場を強要して進められるものでは決してありません。そういう点ではこの解職署名運動を始める当初に私に相談がありましたが、非常に難しい署名だということを私も申し上げて、一つ一つハードルを越えながら、道理と理性

に町民に働きかけていこうということから始まり、そして訴えのチラシをつくり、そして議長の発案で、建部議長の発案で解職請求の趣旨を書いて、そして6人の議員が協議をして始めた問題であります。

ですから、そういう点では、建部議員が一議員として私たち他の5人の議員にも指導力を発揮して、一緒にやろうじゃないかということでじっくりと相談をされ、みんなで協議をしたものであります。その大前提になったものは、町民に働きかければ必ず良識を発揮してくれる。こういう確信のもとであります。

また、みずからまずいと思い撤回とありますが、誤解を与えないようにとみずから配慮されて、誤りを速やかに是正する。こういうことをされて、公正な議長の姿勢をあらわしたものと思います。

4つ目に、多くの職員は不安や不信の気持ちでいっぱいであったという言葉は、そっくりそのまま山田議員に返したいと思います。水道水を盗みながら議員の身分を続けて、公正公平な議案、町の事業の審議を進められるはずがありません。こういう点では、解職請求署名の中にもあります、議員とこの立場は両立しないものというように私は思います。そういう点では、建部議長が議員の不正、さまざまな解決をしなければならない問題もあります。政治的な、また政策的に解決をする問題もあります。しかし、私は建部議長と立場を異にします。しかし、議員がみずから不正に染まってこういうことをやってはならないという点では一致して進んでまいりました。そういう点では、大事な役割を議員として、また、議場の長として役割を果たされたものでありまして、不信任決議には全く当たらない。最後にありますように、議会の品位と公正さを著しく傷つけている。この言葉はまたぞろそっくりと山田議員、提出者の山田議員に返して、建部議長の不信任決議（案）には反対する立場を表明したいと思います。

以上です。

○丸山副議長 討論はほかにありませんか。

西川議員。

○西川議員 3番 西川です。

不信任決議に賛成討論をします。

ここに書いてあるとおりになんですが、私も建部議員のふだんからの行動、言動は、常々議長としてふさわしくないのではないかなど。理由は、議長の中立性、尊厳性というものに関して、いろんな場で議論しているならいいんですが、偏った形での運営がなされているケースも見受けられます。今回の愛荘町からの抗議に対しましても、我々議会には全然報告もないと。今日の段階でもなかったと私は思っています。愛荘町の方としましては、議長さん

が来られていましたけど、当時、その辺の中で議運を開かれ、全協も開かれて、ある意味調査もなされたようにも聞いています。そのような中でどうしたらいいかなというような形での最大限譲歩した形での穏便な形で口頭による申し入れがあったのではないかというふうに甲良町をかばったことだったと私は理解しているんですが、その辺のところの問題を、議会には何もなしのつぶてというような形でやられております。やはり議長としては中立、公平性を保つということに関して、私は配慮を欠いているのではないかというふうに思っております。

また、議長個人の議会報告であります。個人名で出しているからということだとは思いますが、反対した者を指すのであろうと思われる表現の中に、例の6人組と表現、記述してありました。このことは議員を冒瀆したことに値すると私は思っております。品位を重んじなければならない議長がこのような形でおられるということは、私はふさわしくないと思いますので、不信任決議（案）に賛成とします。

○丸山副議長 ほかにありませんか。

濱野議員。

○濱野議員 4番 濱野でございます。

今ほど西川議員が賛成討論されましたが、私も全く同感の議員の1人でございます。先ほど来からの解職請求に対する議長の行動についていろいろと議論がされておりますが、私も職員方に送られた書面を見せていただきました。一瞬目を疑いました。それが4月16日に配布が、課長会が終わってからされているそうでございます。その後、2日後に撤回をする文章が出ております。その内容を見ますと、私は地位を利用したものと認識はありません。ましてその立場で署名を強要した思いでもありませんと。そういう思いがなかったら、なぜ撤回したのかなという思いをいたしております。

それと、当初出された書面を見ますと、いろいろと自分の主張を述べられて、署名の書き方等々、最後には後日1週間後、お受け取りに寄せていただきます。甲良町議会議員（議長）建部孝夫。まさしくこの文章は町の職員に書けと言わんばかりの文章だと、取り方によっては大きく私はとれるように思います。

そういった意味を含めまして、それともう1点、愛荘町議会からの西澤議員からの発言に対しましても、全く議会に報告もされない。これはおそらくさっきの阪東議員の西澤議員に対する反対討論の中でも、全く聞いてない人もおられると思いますわ。全く聞いてなかったら何の答えようもない。これはよく理解ができるんですけれども、私もたまたま、そういう愛荘町議会からそのようなことであったということを知って初めて知りました。なぜここ

まで、本当にこう、約半年余という長い時間がたっているのに何の対処もしないという、議長の議会運営に対して大変不信に思います。

よって、賛成討論とさせていただきます。

○丸山副議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山副議長 ないようでしたら、これで討論を終わります。

これより、発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号 甲良町議会議長の不信任決議(案)に賛成の方はご起立ください。

(賛成者起立)

○丸山副議長 座ってください。

起立多数であります。

よって、本議案は可決されました。

(建部議長 入場)

○丸山副議長 ただいま建部議長が入場されました。

ご報告申し上げます。

発議第4号は、賛成多数で可決されましたことを報告します。

それでは、議長と交代します。

○建部議長 ここで、暫時休憩いたします。15分まで。

(午後2時00分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○建部議長 済みません。新聞社の取材に追われてまして、ちょっと時間が遅れました。

次に、日程第19 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定によりまして、1人35分以内といたします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。

なお、答弁する人も、簡潔明瞭に答弁を願います。

それでは、1番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○阪東議員 1番 阪東です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきますと思います。

まず、1番に、学校体育教育についての質問をさせていただきます。

中学校で武道が必須化された昨年、滋賀県では少なくとも授業中50件のけがが発生しております。そのうち49件が柔道であったことが19市町村の教育委員会の新聞取材というふうな形のもので判明をされているところでございます。甲良町につきましても、剣道あるいは柔道ということで、授業については柔道を選択されたというふうな形のもので、昨年度お伺いしています。経費というか、武道の用具が柔道の方が安いというふうな反面で必須にされたということで、とりあえずは滋賀県全体としても、やはり柔道の取り組みが多いというふうな結果で言われております。

そういった中で、近隣の秦荘中学校でも事故が発生をしております。特に武道については先般言われておりますとおり、体罰か指導かが非常にわかりづらいところがあるかと思えます。本町の安全指導というふうな形のもので指導者を含んで生徒指導というふうな形をどうされているのか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○建部議長 学校教育課長。

○塚口学校教育課長 甲良中学校の柔道の指導にかかわりましてお答えさせていただきます。

まず、学校として事前により授業の内容であるということについては十分精査をしておるということに加えて、まず、内容につきましては、礼に代表される伝統的な考え方を教えるという部分、それから、実技的な部分におきましては、受け身を中心とした練習をしっかりとするという方針のもと、投げわざについては行っておりません。

また、教師の側につきましては、ティームティーチングと申しまして、保健体育科の教員が2人以上でその指導に当たっております。また、時と場合によりましては学年の空き教師の者が出向いたりして、複数の教員で指導しているという現状がございます。また、保健体育科の教員につきましては、授業前に柔道の指導にかかわる研修を受けているということでございます。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 私の息子も剣道で今、彦根の方で教師、教えておるんですけども、非常に不安ながら、教える側としても本当に指導か体罰かというふうなところで疑問はいっぱいあるんですけども、けがのないように指導の方を引き続き行っていただきたいと思っております。

それと、2番目ですね、スポーツ基本法というふうな形が一昨年6月に制定されました。幼児期、また学童期の子どもの体育向上を推進していることが一応掲げられておりますけれども、本町の取り組みで近年、どのように自

動の発達量というのが変わっているのか、従来と一緒になのか、そういうふうなところについてもご質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○建部議長 学校教育課長。

○塚口学校教育課長 まず、幼児期にかかわりまして、保育センターの取り組みについてご説明させていただきます。

幼児期の運動に係る指針というのがございまして、その中にさまざまな遊びを中心に、毎日合計60分以上楽しく体を動かすということがございます。そのことは保育士が周知し、日々の保育を行っているというのが現状でございます。

具体的に申し上げますと、年長では鉄棒や跳び箱等の道具を使った遊び、あるいは、サーキット遊び等を取り入れております。また、年少では、お散歩等の歩くということを活動の中心にしております。

一方、小学校の取り組みについてご説明させていただきます。

小学校では新体力テストというものを毎年やっております。種目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8種目でございます。毎年県で集約されておりますので、その結果をもとに見ますと、本町では握力、50メートル走、いわゆる筋力、走力につきましては県平均を上回っているというふうな傾向が出ております。教員としてはそういう筋力、あるいは走力をつける日々の取り組みについて自信を持っているという反面、長座体前屈、立ち幅跳びにつきましては、若干下回っているということがございました。それにつきましても、昨年度ということではありますが、一昨年度も同じような傾向が見られます。したがって、本町では一昨年度からの反省をもとに取り組みを考えております。

例えば、長座体前屈というのは、柔軟性にかかわる種目でございますので、朝のストレッチ、特に部位を意識してのストレッチ、あるいは、授業における準備運動等を継続的に行うことによって、そういう力をつけていきたいと。県を下回っているとはいうものの、若干差が縮まってきたという傾向がございます。同様に、立ち幅跳びにつきましても瞬発力にかかわるといふふうなことで、俊敏性というものを高めるべく音楽に合わせた運動等を取り入れながら県平均に近づいているということで、今までの取り組みの成果というふうな意味合いをもちまして、今後ともそれを継続していきたいという、そういう考えを持って日々指導しております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。

もう1点、中学校についてはどのようになっているかというような形はおわかりでしょうか。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**塚口学校教育課長** まことに申しわけございません。小学校というふうに聞いておりましたので、データを聞いておりませんので、ちょっとわからない。済みません。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** それでは、続いて防犯についてお伺いさせていただきます。

まず、1番目に、近年振り込め詐欺というふうなものが多発し、社会的に大きな問題になっております。多くの高齢者が被害に遭われております。甲良町も防災無線を通して朝夕、住民の被害防止の啓発に尽力、努力されておるところでございます。このような啓発が少しずつ効果をもたらしているというふうな形のを少しずつ期待をしております。

さて、今年、滋賀県警の先月、5月の発表で、今年に入りわいせつ事件、強姦、強制わいせつ、痴漢、盗撮というふうなものが4月末現在で急増しているということで、現在126件発生していると。前年度対比43件増というふうな被害になっているというふうなところでございます。

甲良については減少をしておりますが、お隣の彦根とか愛荘町には増加傾向にあり、これからの季節、帰宅途中の女性が襲われたり、また、駅や量販店で女子高生が盗撮されるなど、被害が予想されます。駅など、防犯カメラの設置、また女性の夜間のひとり歩きの防止、露出度の高い服装を控えるなどの町としての指導は必要と思っておりますけれども、その点についてお答えを願いたいと思っております。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 今、議員がおっしゃったとおり、5月からわいせつ事件、犯罪認知している件数がかかなり増加しています。4月までは36件と聞いていたんですが、5月になってから倍以上、3倍、4倍という形の認知をしております。したがって、特に5月になってから大津と草津市で痴漢等の犯罪が多発したために、湖南地域を中心に痴漢等多発警報というのが発令されました。それに伴い、同時期に先ほど言われた還付金詐欺等の多発警報も発令されたという時期で、同時期でありまして、甲良町でも防災無線を利用して緊急に町民に呼びかけをさせていただきました。それと、役場に来庁されるお客さんに対しても、チラシ等を配布したというところがございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ぜひとも啓発をしていただきたいと思います。

ちょっと質問で、尼子駅にですね、防犯カメラというのはついておるんですかね。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 言っているのかわかりませんが、ついていることはついでいますが、形だけというふうなものです。ダミーということですよ。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 2番目に、昨年甲良中学校も防犯カメラというのを体育館の西側というふうな形に設置されたと思うんですけども、その背景については、やはり窓ガラスとかを含む公共物の破損等の事案をもとに被害が出たことによって取り付けをされたというふうに思うんですけども、これに対しましての抑止効果、つけたことによって抑止効果がどうであったのか。それと、学校からそういう敏速に被害報告というふうな形が出ているのか、また、当然ルーチングできるので、未遂的なものがあったのかというふうな形のものを聞かせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○**建部議長** 教育次長。

○**金田教育次長** お答えをいたします。

防犯カメラですが、その目的と効果は、ご承知のとおり不審者の侵入に対する防犯が大きなものであります。また、生徒の突発的な行動、突発的な行動と申しますと、教室や校舎から飛び出してしまふ。また、教師に告げないで帰宅をしてしまふなどがあるわけですが、これらに対する安全対策のため設置をしています。

カメラ設置後というのは、生徒のそういう突発的な行動というのは起こっていませんが、思春期で発達に課題にある子どもも少なくありません。そんなことから、どのような行動に及ぶか予想もつかないこともあります。そんな事態のときには、このカメラの記録による情報というのは生徒の安全を守るための大きな一助になっていると考えておりますし、また、子どもたちが、防犯カメラです、これはあくまで監視カメラではないんですが、子どもたちもカメラがある、非常に鮮明に映っている。カメラ、14カ所をつけていますということも知っておりますので、非行の防止に役立っているのではないかな、抑止力になっているのではないかなと思っております。

事象ですが、つけてから2件の事象が発生しました。これは、1つはこの2月19日でしたけども、朝、グラウンドの中に車が入っているという跡が見つかりました。すぐに警察に通報するとともに、カメラの記録を確認しました。その結果、進入路が特定ができました。ですから、もう入れなくするように物を置いたりとかしまして被害の拡大を防げたというのが1点。

それともう1点は、これも2月の月末でしたが、夕方に校舎敷地内にゴミ

袋5つほど捨てられていました。これも警察に通報し、カメラの記録を確認したところ、車および人物が特定されました。それとともに、内容物からその投棄者が判明しました。本人を呼び出し、ごみを処分されたという事例もありました。2件とも教育委員会の方にはすぐに連絡があった、報告があったということを通し添えて答弁とします。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 今ほど2件の事件に対しての判明したというふうなことです。これから防犯カメラというのは一般に沢山使われるようになってくると思います。そういった意味で、議会としても今後やはりそういう水平展開というふうな形のものをしていかないとあかんというふうに思っておるんです。そういうようなところに対して、やっぱりカメラの撮影実態というのを一遍見学をさせていただきたいというふうに思うんですけど、その点をちょっと。よろしくお願いします。

○**建部議長** 教育次長。

○**金田教育次長** また調整しながら、見てください。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 是が非にも調整をしていただいて、その実態というか、カメラの設置の効果というふうなものを確認していきたいというふうに思っております。

続きまして、道路点検について伺っていきたいというふうに思います。

昨年、呉竹地先で、町道で株式会社ホームエネルギー近畿の従業員が自動車運転中、道路の石張り石が外れ、車体の下部のスペアタイヤに当たり、スペアタイヤおよび車両に損害を与えて、町の過失割合が100%というふうなところで修理をされた、全額支払いされたというふうなところ。その後、石張り石の総点検をやるというふうな形であったので、その結果はどうであったという形が1点と、せせらぎ遊園のまちづくりで、景観で取り組んだこの石張り石というのが老朽化し、懸念スポットとなっております。そういった意味で、在士の石張りのところについてはスピードを落とせとかいうふうな形が書かれておったような気がしております。そういった中で、やはりもうちょっと、20キロ以下で走行してくれとかいうふうな極端な速度制限というふうな形のものをした方がええのではないかなというふうに思っております。その点について答弁をお願いしたいというふうに思います。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**若林建設水道課長** 事故の後、すぐに石張り舗装の点検も兼ねて悪いところにつきましては石を起こしてアスファルトを詰め込むというような修理をさせていただきました。ちょっと関係はないかもしれませんが、その後、町

道は一応100キロほどありますので、町全体の路面性の調査というのを、自動車にビデオカメラをつけて、そのデータを解析して道路のでこぼこ状態を調査するというものなんですけれども、その結果といたしましては、全体的には望ましい管理状態であるというような結果を得られました。

ただ、部分的なところについては修繕の必要なところがありますので、そういうところにつきましては危険なところから順次修理をしていきたいと考えているところでございます。

そして、石張り舗装の速度制限の件でございましてけれども、議員が申されましたように、石張り舗装は、ちょっと車が走りにくいというようなこともございまして、自動車を見ていると、速度についてはさほど、普通のアスファルト舗装面の舗装よりもスピードを落として走行されているのが現状かなと考えるところでございます。ただ、そこにもう少しスピードを落とせというような看板を立てるとかいうことにつきましては、ちょっと検討させていただきたいと、こう考えているところでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 スペアタイヤが跳ね上がってという形で車両に当たったというふうなところなので、かなりやっぱり思うと飛ばしてたんじゃないかなという。要は町が過失割合100というのを妥協したということについては、やっぱりある程度ガードをしておかんとあかんと。やっぱり20キロ以内で走ってくださいよ、10キロ以下で走ってください。その過失割合100というのが、なかなかちょっと、今考えると納得いかんというふうな形になるので、その点について、やはり20キロというふうな、以下とか、ある程度の基準というのを掲げた方がいいのではなかろうかというふうに思ったので、これが当然道路管理やさかいに、80、60とか、そういうような形になってこようかと思うんやけれども、100というのはあまりにも町が認め過ぎたというような形になるので、当然プロパンを運んでいたのも重たいと思うし、そして、かなり飛ばしていたと思うんですよ。そういうような形のもので、やっぱりそういうようなところについても指導するというふうなところについても必要ではないかなというように思います。そういうようなところについて、一応質問の中身なので。

○建部議長 建設水道課長。

○若林建設水道課長 今、議員が申されましたように、何キロという公安委員会指定の看板は難しいかもしれませんが、指導か警告ではおかしいので、そういうでこぼこがありますよとか、というようなことで最徐行していただくというようなものを一遍考えてみたいと思います。

○建部議長 阪東議員。

○**阪東議員** 続きまして、毎年各集落で道路整備、改良要望が出ていると思いますが、今年、要望書というのはもう届いていると思いますけれども、その要望書に対してどの程度、何件でどの程度着手できるのか、一応答弁をお願いしたいなというように思っております。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**若林建設水道課長** 道路の改良とか、そういうものなんですけれども、道路の改良、そして道路に隣接するというか、隣にある側溝の改修、そして里道の改修を含めると、集落からは10件の要望がございます。そのうち狭隘道路というのは補助でやる仕事ですので、これは着手していきたいと思います。その他、町道の改良2件、それと、側溝の改修の町道の改良4件、そして、里道の改良が2件あるんですけれども、1件につきましては今着手を、去年、前年度からの要望でしたので1件につきましては、これ、地元で仕事をしていただいて、それに対して町が50%助成するものでございますので、十分に協議を進めていきたいと。

そして、ほかの道路についても、一応測量設計を行いました後、地元と協議を進めて、また財政の許される限りできるだけやっていきたいなと、こう考えているところでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 集落の要望なので、よろしくをお願いします。

この件に関して、町長にちょっと伺いたいと思います。北川町政になってから道路環境整備というふうな形のものです、その満足度というか、4年間、出馬の表明をしていただいたんですけども、道路環境整備に対してどの程度、思ってたこともあろうかと思っておりますけれども、その点について満足できたか、できなかったのか、まだやるべきところはこういうところが残されているというふうなところがあるのであればお答え願いたいと思います。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** 道路整備とか、いわゆる里道の整備、町道の整備ならびに側溝等、あるいは防災道路の拡幅、そういう要望はそれぞれの集落から区長さんなり、地元住民の皆さんの要望を各字の区長さんがおまとめいただいて、その要望が上がってくるというような形であります。その中で、私が就任させていただいてから、それぞれの集落からいろんな形で要望が来ています。

例えば、尼子であれば、近々であれば尼子出屋敷の柿之木線でしたかね、それがいわゆる道路が狭いから緊急自動車が入れないということで拡幅工事、今、これもやっています。例えば下之郷であれば、字の南側の道路、比較的狭かった道路、これも拡幅と舗装工事をやらさせていただいてますし、今現在要望が上がっているのは、辻孫六さんの間ですかね、わりと狭い道路で側

溝がないというような要望も上がってます。例えば北落でも、名前をちょっと忘れたんですけども、前の野瀬電さんのところの道かな、あそこも拡幅工事とか、水が漬かって困っているという上田さんの家の前の改修工事なり、正楽寺のいろんな里道の改修なり、それぞれの集落が、小川原であれば宮さんの裏側ですか、防災道路、これも新しく道路を建設をさせていただきました。それぞれの集落の皆さんから上がってくる分について、おおむね予算が許される範囲の中ではしっかりと事業着手はさせていただいておりますが、ただ、あまり多いと、やっぱり前々から聞いている分とそのときの状況に応じて優先順位というものがございますので、それも十分配慮させていただいてご期待に添えるような形でさせていただくということで取り組んでいるところです。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 突然の質問で申しわけございません。

続いて、甲良町総合防災訓練についてお伺いさせていただきたいと思いません。

今年も9月に甲良町総合防災訓練を実施されますが、昨年、あまりいい答えがもらえなかったというふうなところを思っておるんですけども、招集訓練をされたというふうなところもお聞きしましたんですけども、昨年のこういう検証から、今年特に重要として取り組むというふうな内容、これから集落に落としていかれると思うんですけども、それについてお答え願えないでしょうか。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 今、議員がおっしゃっていただきました招集訓練が、去年初めてメールを使って招集しました。これは湖東定住自立圏でメール配信システムを昨年度に共同利用しているということで、初めてのことでありますので、十分職員にも徹底していなかったという点もあります。それと、念のために電話で課長から順番に招集とするという二本立てで招集の訓練をいたしました。これも町民に対してもう少しPRができていなかったという点もありますので、そこら辺をもう一度、避難勧告や災害情報、火災情報等も住民に周知してできるような訓練体制にしていきたいなということを思っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 続きまして、今年度も各集落の方々に対して訓練参加を呼びかけられると思うんですけども、地域それぞれで計画はされていると思います。そういったことに対して町となつて一緒になって検証をされると思いますけれども、活動結果を町としてどこの担当が中心になって、いつごろ最終的に

この集落については、例えばここまで行っているんだというふうな検証に対しての評価点というふうな形を、評価していかなあかんわけなんですけども、それをされるのがいつごろであるかというのでお聞かせ願いたいなというふうに思っております。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 各集落からの報告というのは最初にした、計画のときにいただいておりますので、それで終わりということになってました。評価ということになりますと、各字へ職員なり、消防団の方が出向いて、そのときの状況はどうやったというのを聞かせてもらって記録に残すというふうな形でしたので、それでも、例えば町の職員による参加したときのアンケートを実施したりということで評価をさせていただいたところではありますが、あと、課長会、次の課長会、9月であれば10月の課長会、それから、消防団の班長会等でそういう集約をしていたぐらいで、各字からの生の意見の集約はできていなかったというのが現状でございます。

今後は、そういう方の声も聞かせてもらって、また、防災会議委員会、これはこの間の全協の時にも言わせてもらった、防災計画を見直すための委員会がありますので、その委員会等で今年は会議を数回持っていかなければならないということになってますので、そういうところでも集約、また評価等もしていきたいなと思っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほど計画で一応検証するというふうな形なので、基本的には訓練をやった後のエビデンスという記録をしっかりとっておかないと、次のところのステップというふうな形に映りにくいと思うんですけれども、やっぱりトレーニングというふうな形のもので、やっぱり何回も何回も繰り返すというふうな形のもので、それが最適な訓練となろうと思います。そういった意味では、やはりちゃんと残してもらいなり、していかないとあかんと思うんです。

そういった意味で、やっぱりそういったことが次の質問に、できないと思いますので、一応質問だけさせてもらいたいと思います。訓練、いわばトレーニングが有事に最適な行動をとるためにも何回もトレーニングを実施することが重要とされています。有事の際、トレーニングができていない、できていないが、避難、救助を含めて重要なかぎとされます。過去訓練参加、動員を含めて地域間格差はどうであったか、また、格差があればその格差を詰めていくのにはどうしたらいいのかというふうな形について回答をお願いしたいんですけれども、これは出てない。今の発言、先ほどの発言から言うと格差の評価はされておるんですか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 今までの防災訓練の地域間格差というのは確かにあります。その理由といいますと、やはり自警団組織が十分でなかったり、また、字の行事で、同じ日にできなかつたりということがありまして、町から防災無線で各字、やりとりするんですが、その訓練ができていなかった字もあります。でも、今年に関しましては、字でその日にできなかつても、防災無線のやりとりだけは役員さんだけでもしてくださいというふうな形をお願いしていますので、今年も今のところ一字がその日にできないということを聞いていますので、そういう防災無線、いつまでも何年もできないのでは困りますと。やりとりだけは必ずやってくださいというお願いもしていますので、また、確かに消防の組織が、自警団の組織が十分でなくて、区民全員のものになっていないというところもありますので、そこら辺も今後消防団、自警団活動の充実をお願いするとともに、訓練の参加もお願いしていきたいなというふうに思っています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

続きまして、④ですね。東北大震災では津波の影響にて若い方も含め多くの方が犠牲になり、2年過ぎたいまだに2,800人の人が行方不明になっておられます。阪神大震災では60歳以上の方々が死者の58%を占めておられます。直接地震の死亡ではなく、避難所の疲れで死亡されている方も含みますが、やっぱり身障者や独居老人、老老世帯の弱者の方々については大きな影響と思います。犠牲者を最小限度にとどめるには、自主防災等、地域住民による小さなネットワークが必要と思うが、今後集落に指導する上で見解をお聞かせ願いたい。

これについては、昔は隣組というふうな形のものが頑固にあったんですけど、最近では都会的な感覚で、あまり各戸ばらばらというふうな形になっていると思います。少なくともそういうふうな、基本的には集落の隣組制度というふうな形のものの復活をしていって、やはり集落に対するまとまりというふうなところに対して、防災のまとまりをしていくのが本来の姿かなというふうに思います。これは阪神大震災の教訓というふうな形のもので、我々のおばが長田区で大変火事が起こったというところなので、そういう形で言われてましたので、その点について見解をお聞かせ願いたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 今、議員がおっしゃっていただいた小ネットワークは大変重要だと思っております。特に災害発生時に一番に動けるのは、周辺地域の方、特に安否確認も隣組の方というのが一番でありまして、また、そういう一時

避難場所への誘導についても、そういう自主防災組織や自警団という地元の方の、そういうような方の地域主導で行っていただくという必要があります。

現在町では、災害時要援護者の避難支援プランを作成中でありまして、登録については対象者の手挙げ方式と。私を登録してくださいというふうな方式で行っているために、全体の約3割しか登録していただいていないというところがあります。個別支援計画の策定状況は1割ぐらいしかできていないということでもありますので、このデータを毎年更新を行って、各字の区長さんに配布して、災害時の安否確認等で活用するように、さらにこのネットワークを住民一人一人が利用できるような体制をつくっていくことが大事ななと思っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、道の駅せせらぎの里、農業・産業および地域観光施策について伺いたいと思ひます。

まず、①について、私も平日、休日、道の駅に出かけ、今現在結構な集客があるのではと思ひております。これから秋にかけてのシーズンについては、さらに集客が増えるところと期待されるところでございます。

さて、今年3月23日にグランドオープンをされまして、その後の集客状況というふうな形についてはどうかというふうなところなで、それと、町としてのねらいに対してどうなのかというふうな形、本来は金額で聞けばええと思ひますが、まだちょっとそのところは早いと思ひるので、現在の集客状況というふうなところについてお聞きしたいと思ひます。

○**建部議長** 道の駅準備室長。

○**茶木道の駅管理室長** 今、議員から集客状況にということでご質問をいただきました。ご存じのように3月23日オープン、また本格的に特別会計の議決をいただいて、4月1日から2カ月の運営になるわけでございます。いろいろと試行錯誤をしながら、どう運営するのかということを考えてながら、日々努力をしているところでございまして、昨年度の集客でございますが、1日大体平均400人ぐらいの方がお見えになっております。現在については約倍ぐらいになっているのかなというふうな思ひで今整理をしているところでございます。

いろんな形の中で、土曜日、日曜日なり、店の中の店舗の一部模様がえをしながら集客をしていきながら、日々努力をしているところでございまして、私はこの2カ月間を見ていると、いわゆる農産物を購入していただける方、また、道の駅としてそういうスタンプラリーとかを求めに来られる方、2つの方がいらっしゃるのかなというふうな思ひをしているところでございまして

て、そういうことから、やはり土曜日、日曜日については多くの方が来場、来客されて甲良の道の駅で遊んでいかれるというふうな状況でもございますし、最近については、また子ども連れでもせせらぎの川の方がきれいになっておりますので、その辺で遊んでおられる方も多く見られる状況が出てきておりますので、そういうこともしっかりと今後もまとめていきながら、職員で一丸となって集客力の向上に努めてまいりたいと、こんな思いで今いてるところでございます。

以上でございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 室長としては、やはり直売所の販売金額というような形のものが非常に気になるところなんですけれども、2点、ちょっとお伺いしたいなというふうに思っております。

1点は、直売所を、一応グランドオープンされてから、売れ筋ですね。そのランキング、どういうものが売れているんやということと、さらにこれから強化せんとあかんものはどんなものがあるのかというのがわかれば教えていただきたいなど。今思っておられることが教えていただきたい。

もう1点は、お客さんがリピーターというか、リピーターを含め、地域外とか地域内とか、その割合というのは、今客観的に、数字はとりにくいと思うので、客観的にどれぐらいかなというのをお聞かせ願いたいと思います。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 オープンしてから売れ筋はということでございますが、ちなみにお米の方は統計を個別にとっておりまして、大体1カ月に100人の方が、いわゆる玄米を購入されているという方がございます。2カ月間で220人ぐらを超えているということで、やっぱり甲良米というのが大きく地域に根差して、地域内外にも根差していっているんじゃないかなというふうに思っております。岐阜の方からも、名古屋の方からもお米だけを買ってこられる方がいらっしゃいます。会話していると、そういう内容でわかっております。

それから、朝方については、やはり新鮮な野菜を求めてこられる方が沢山いらっしゃいますので、私は今の状況ではそうかなというふうに思っております。

1週間ほど前からトマトの出荷もしていただいている状況でございますので、これは土曜日、日曜日、出荷されていると、すべて3時ごろには完売をしてしまうということで、やっぱりトマトなり、これからイチジクも出てきますし、そういう部分についてはしっかりとアピールをしていくべきだろうと

いうふうに思っております。

それから、リピーターについては、町の人かどうかということでございですが、多くの方も来ていただいていますし、統計的には分かれてとっておりませんので申しわけございませんが、資料はないので、よろしく願いしたいと思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今年、新たに道の駅の販売の作物に限定する補助金を制定されましたが、その補助金の対象とする計画出荷、協定者というふうな形のもの、現在どれぐらいになっておるのかというふうな形のものをご説明願います。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 それでは、せせらぎ農産物振興事業につきまして、この事業につきましては、地元の安全・安心、また高品質な野菜等を安定的な生産供給体制を築くための補助事業でありますので、本年度に入り、せせらぎの里管理者、また、生産者組合長、県の農産普及課などの担当と、この事業について今日まで協議を重ねてまいりました。

結果といたしまして、まずは町内青果物を年間通して生産出荷体制の確立を図りたいということと、直売所の販売実績のある品目を中心に、協定対象品目の選定を行いながら、規格品の生産、また、出荷基準等を定めて、対象品目栽培研修会の実施など、話し合いをして、去る6月7日の日ですけれど、せせらぎ農産物振興事業の説明会と対象品目研修会の開催ということで実施をさせていただいたということで、この品目を年間通して安定した供給ができる、そのことをまず第一に取り組んでいきたいということで、集まってくれた方につきましては、6月20日までに品目、また、時期別等の記入をいただいて、生産をしていただくということで、その後、協定を考えているということで、今現在の協定者については、流れ的にありません。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今、現在は協定者はまだないというふうなところですね。

それと、③に移りまして、道の駅の開設のコンセプトとしまして、休憩や地域特産物販売と地域の文化や地域の名所等の情報を提供するものです。内部で一部情報コーナー、地産地消の木材を使った展示もありますが、甲良町13集落の見どころというマップづくりやパネルづくりを行って、もう一度来たい甲良町と思わせる仕掛けが必要ではないかなというふうに思っております。

ずっと前の過去の資料を見てみますと、2011年度、町長も笑顔で写真が写っている甲良町町政要覧という中身をパネル化するときれいだし、いい

かなと思います。スペース的にあれば展示されると、甲良町の様子がよりわかりやすくなってこようかと思いますので、そういうようなところに対してももっとPRをしてはどうかというふうに思いますので、一応見解をお願いします。

○**建部議長** 産業課長。

○**米田産業課長** ただいまの地域観光PRも重要であり、今後の計画はということで、まず、今年度につきましては、観光協会に町として補助をいたしまして、観光パンフレットを1万部作成の予定をしておるところでございます。

それと、湖東三山観光振興連絡会において、湖東三山スマートインター付近に、甲良町案内を含めた看板設置予定ということを考えております。

それと、せせらぎの里こうらについてですけれど、湖東三山観光振興連絡会に入会し、シャトルバスの立ち寄り場としての今後協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、甲良町観光協会の協力、理事さんの協力等を得ながら、イベント時にチラシの配布を行っていく。それと、今年度から滋賀県ロケーションオフィスに入会いたしましたので、映像誘致やロケ支援等を行い、他県からの誘致促進を図る等、取り組みを行っていきたいというふうに現在のところ考えておるところでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 是が非でもPRをお願いしたいというふうに思います。

④で、3月議会で民間への移行というふうな形のを、1年めどとか2年めどとかというふうな形で、議会で意見も出されましたんですけれども、少なくとも一遍に民間移行というのはできないと思うので、できにくいかなというふうに思っております。難点があるかなというふうに思っております。

そういった意味で、今後、現在の集客の状況、売り上げの状況を考察し、第三セクターに移行するならば、今の見通しとしてどの程度、これは第三セクターですので町と民間とのかかわりというふうな形のもので一遍にほうり投げ出してしまえば無理なので、そういった意味での見通しはどうなのかというのをお答え願いたいというふうに思います。

○**建部議長** 管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 昨年も議会で第三セクターなり、民間の運営についていろいろと各議員さんの中からもご意見をちょうだいしているわけでございます。今現在、本格運営を4月1日からさせていただいて、先ほども申しますように、約2カ月がたつわけでございます。そういう状況の中からどういふふうな形の中で移行していくのかということも進めなければならないと思っております。

上半期については、今、運営をしっかりとやっていって、生産体制の確率をしっかりとやっていこうということで役員会もさせていただいた中ではそういう方向で上半期はとりあえず進んで、方向をしっかりと見い出していこうやないかというふうな形の中で役員会でも議論をさせていただきました。下半期になってから再度役員会で移行への話をしながら、内部でしっかりと議論をして、その辺については判断を下しながら進めていくというふうな思いをしておるところでございます。

せせらぎの里の事務を3人ほどで今取りかかって頑張っているというふうな状況でございますので、しっかりと生産体制の確率なり、進めながら、リピーターをしっかりと今は増やしていきたいというふうな思いでおるところでございます。その辺がしっかりとまとめてから、内部調査をしっかりと進めていくというふうな思いでしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 なかなか休みもないということで、四苦八苦されているようだと思いますけれども、よろしくお願ひします。民間に移行するのはこしたことはないと思うので、やっぱりワンステップずつ移行の方向にさせていただきたいというふうに思ひます。

続きまして、最後の質問ですけれども、6番目にふるさと納税についてお伺ひします。

甲良町も他の自治体同様、ホームページでふるさと応援寄付金制度について条例などを含めて手続の掲載がされているところです。ふるさと納税は寄付金の形で、生まれ故郷、また好きな自治体に複数に寄付できる仕組みになっております。甲良町もホームページを見る限り、あまりふるさと納税がないように思ひます。残念です。すべての自治体ではありませんが、最近、ふるさと納税のお礼として、ふるさと特産物をお渡しする自治体も増えております。納税した上で特産物をもらえるというようなことでお得な納税というふうな形のものでPRをされております。

甲良町も先ほど申されましたように近江米が本場であります。農業振興とうまく寄付とリンクしまして、甲良町出身者、またせせらぎ甲良の応援をしていただく方々に賛同いただける制度を検討してはどうかなと思ひております。

また、仮に問題があれば、その内容を答弁をお願ひしたいと。今、仮にすぐにはできない。できない理由はどうかあるというふうな形をお聞かせ願ひすればありがたいというふうに思ひております。よろしくお願ひします。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長　ご質問の件でございますけれども、今、甲良町の状況等については、議員さんの方がご説明いただいたように、制度説明ということでホームページで提示しているような状況でございます。

お話にもありました近隣という部分で、特に滋賀県ではまだまだかと思えますけれども、特産品をお礼にというようなところも情報としては聞いております。甲良の場合、もし考えるのであれば当然お米、それと今、産業課長なり、道の駅の管理室長、また生産者の方が頑張っておられますので、その中でも町独自の土産物なんかも出てきております。そういう部分として特産品がないというわけではないという認識はっております。

ただ、問題点という格好になりますと、私ども、今のところは特産品のお礼制度でどんどん進めようかという域まで達していないのも事実でございます。特に問題点ということで大きな認識、課題としては今のところ実情としてはないので、ないわけなんですけれども、いろんなご意見の中で過度のPR合戦ということの中で、本来応援したいふるさと、また、振興したい事業への寄付金という部分がございますのでそういう趣旨等の思いもございます。何が何でも集めるという部分、それでいいのかという部分もございますし、近隣の状況もあろうかと思っておりますので、そういう部分は甲良町、PRも含めまして、特にこれは甲良町の中でPRしてもいけないもの、全国的に甲良町に応援してくださいという立場でのものになりますので、そういう部分をどのように考えていったらいいかというのは問題点等も含めまして今後の課題というふうに考えております。

○建部議長　阪東議員。

○阪東議員　是が非でもいろんな形で実地の団体というふうな形のものもあろうかと思えます。十分に難点も含めて今やっておられるところについても意見を聞かせてもらったりしながら検討を進めていってもらえなというふうに思います。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○建部議長　阪東議員の一般質問が終わりました。

西川議員、ちょっと休憩しましょうか。今、即。
しばらく休憩します。

(午後 3 時 1 5 分　休憩)

(午後 3 時 3 0 分　再開)

○建部議長　次に、3番　西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員　議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

大分阪東議員とかぶっているところがありますので、はしょるところははしょらせていただきます。

まず最初に、公用車のことについてお尋ねしたいと思います。

現在、甲良町、いろんな車をみんな各課でお持ちになっていると思うんですが、出先機関等を含めて、車両は現在バスも含めて何台あるのかというところをお尋ねします。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 現在公用車として保険に加入している台数は45台であります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 45台ということですが、当然保険に加入されていると思うんですが、安心・安全を得るための保険だということなんですが、自賠償、対人、対物、車両、合わせて総額は幾らぐらいになっているのかというところがわかれば教えてください。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 保険代金の総額は114万770円でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 これは車両保険というのは入っているんですか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 はい。入っています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 車両保険合わせて114万。えらい安いな。

じゃ、次に行きます。管理者は誰かというところのお尋ねをしたいんですが、それと、併せてこのところで重大事故はないと思うんですが、最近では重大事故というのはないと思うんですが、軽度の物損事故とか、そういうようなのが全く発生していないのか、また、あればその報告は管理者に上がってくるのかというところをお尋ねしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 事故があればすぐに事故報告というよう様式、決めてますので、それによって上がってきます。最近でありますと1件、ありました。12月から今まで1件、まだちょっと、別の1件ですが解決していないのがありまして、今のところようやく保険会社と示談が、相手方とも示談が成立するようなどころまで来ているのが別に1件あります。最近事故が1件ということですよ。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今、解決していない物件があるということなんですが、これは人

身なのか、対物なのかというところもあるかと思うんですが、ほぼ解決するんだという方向に進んでいるという理解でよろしいですね。

それじゃ、3番目の質問に入らせていただきます。

車の更新という形なんですけど、通常の場合の買いかえとか更新基準というものがあるのかどうか。走行距離だとか耐用年数とか、そういうようなところがあるかと思うんですが、最近車の持ちもいいのでどのような基準になっているのかというのを教えていただきたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 明確な基準はありません。おおむね目安として20年前後の車を買いかえると。走行距離も20万キロというものが大体対象になってくると。ただ、今一番古いのでは昭和63年の車がありまして、これは既に26年経過していますが、走行距離が3万キロという程度ですので、まだ買いかえる時期にはなっていません。ちなみに10年ぐらいで17万キロ走っている車もありますが、まだ使っているという状況でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 各課によってその辺、いろいろと違うんだと思いますが、昭和63年というので3万キロという話があったんですが、まだ最近のその昭和63年なら大丈夫な車に変わってきているんだらうと。排出基準、排気ガスというんですかね、その辺も全部適用されているという理解でよろしいですかね。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 滋賀県内では適用、走ってもええという形にはなってます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 毎年毎年車を購入されていると思うんですが、環境対策の一環としてハイブリッド車の購入だとか、電気自動車の導入というようなことは検討されているかということと、されているのかということもお聞きしたいと思いますが、それと、短期のリース車というのが利用できるのかどうか。役所としてはそういうことはしてはいけないのか。短期のリースはできるのかどうかというのが知りたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 ハイブリッドカーは、2台あります。それと、電気自動車も予算査定のときには上がってきてまして、いずれは買わなあかんやろうという話は出てきていますが、今のところ実現には至っていません。それから、短期リースですが、リースの車、何台か今現在ありますので、そういう形で利用もさせてもらっています。

○建部議長 西川議員。

- 西川議員 リース車というのは保有台数とは別だという勘定でよろしいですね。
- 建部議長 総務課長。
- 大橋総務課長 リース車も保険に入っていますので、先ほどの45台の中に入っています。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 じゃ、次に、4番目の車両を利用しての町外出張ということでお聞きしたいんですが、県内あるいは県外、県内、県外、それから最大どの辺までかというところで車を利用されて行くのかどうか。随分以前ですが、福島へ町長以下、行かれたと思うんですが、ああいうケースもあるんだと思うんですが、通常の場合でどういうふうになっているのかというところをお聞かせください。
- 建部議長 総務課長。
- 大橋総務課長 車両に対しての出張の範囲というのは、特に決まっていません。今、議員がおっしゃったとおり、福島も行きまし、神戸のときも車を利用して行かさせてもらってます。ただ、バスにつきましては県内だけというふうに指定していますが、あとの公用車についてはこれについては規定はありません。これもすべて甲良町、公用自動車運転管理規定という運行基準がありますので、それで決めさせてもらってます。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 運行管理規定を私は見ていないので、ちょっとお尋ねしたいんですが、過労運転を防止するために、専属運転手と一般職の方が運転される場合では違いがあるのかということをお聞きしたいと思います。
- 建部議長 総務課長。
- 大橋総務課長 違いがあると言われると、どういう想定ができるのか、ちょっとわかりませんが、運転手であろうと、職員であろうと、町の免許証というのが、運転台帳がありますので、そこに登録している方であればできるということですし、更新があるたびに免許証の写しは総務課の方に提出するように徹底していますので。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 過労運転防止の形としまして、遠方へ行く場合に、常識論なのであれかもわかりませんが、例えば200キロとか100キロとか200キロ、300キロとかある場合に1人で行けるケースが何キロとかいうような基準なその中に入っているんでしょうかね。
- 建部議長 総務課長。
- 大橋総務課長 そういう基準はないんですが、一応運転時間というのが執務

時間内という原則はあります。距離数とかそれ以上というのはあえてありませんが。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 道もよくなってきて、遠方へ行くときにいろいろあるんですが、過労運転というのが一番怖いと思いますので、距離なんか想定できる場合には1人で運転するんじゃなくして、2人でやっていくとか、そういうことは考えていかなきゃいけない問題ではないかなと思います。

それと、次に、個人車の借り上げというのはあるのか、出張とかそんなときに、車がないから自分の車で使うとか、そういうケースはあるんでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 確かに借り上げという形ではないんですが、私用車で出張する場合もあります。その場合は旅費規程にのっとって旅費を支給しているということであります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 旅費規程でやられるということなんですが、保険の加入の有無も当然調査されているという理解でよろしいですね。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 保険加入が絶対条件ということになっています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それでは、次の質問に行きます。

町外での会議がたびたびあるわけなんです、そのときに特別公務員の方、あるいは住民同行の場合とか、いろんなケースが考えられるわけなんです、このような場合は特別公務員に対してはどのような交通手段となっているのか、お尋ねします。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 甲良町職員の旅費に関する条例というのがありまして、これによっては旅費は最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費というふうなことになるまいして、特別公務員、例えば議員さんとか、町長さんとか、ほかの役職さんのことも考えられるんですが、大勢の方で行かれる場合は公用車、バスとか10人乗りの車で行かせてもらっていますし、その他の場合は、一応原則は電車、交通機関を利用するというふうな形になっています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 近くだと思っんですが、町外へ行く場合に、役場の職員と同時会議に出席されるというようなケースのときに、普通は先ほど言われた大勢の

ときには集合場所は何時だというような形になっているかと思うんですが、2人で行くケースの場合、行政職の方に所用があればまた話は別なんです、普通のケースの場合で、当然声がかかってあるだろうと思われるんですが、私が知っている人で、たまにわし1人で行っている人やという人も、自分の私用車で行かれていますというようなことも聞いているんですが、安全面も心配であるし、その辺が経費の無駄も考えられますし、その辺のところは行政側の方で気をつけてやるような指導を徹底していただきたいと思いますので、お願いしておきます。

次に、せせらぎの里こうらに關しまして質問させていただきます。

先ほど阪東議員もおっしゃいましたが、オープン以来、皆さんが努力されておるといふ形の中で大勢の方が来られているわけなんです、先ほども言われておりました運営状況、売り上げはどれだけかというようなことをお聞きすると、現状ではまだ難しいかなというふうにも思います。その辺のところはあれなんです、三セクに向けての準備が、先ほどまだ何もなされていないというような形で報告があったかと思うんですけど、現状では全く何も手をつけていないというようなことでいいんでしょうかということなんです、お尋ねします。

○**建部議長** 管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 1回は役員会を持って、今後の議論の方向についてはさせていただきましたが、まず、先ほども阪東議員のときにご答弁いたしましたように、運営をしっかりとやっていこうやないかということで生産体制の確立から進めて軌道に乗せようということで上半期は今日々努力をしておりますので、下半期になったら随時協議を進めていくというふうな方向で今考えております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 室長もとにかく早出、残業で毎日毎日苦勞されているのは、私もたまに、私、物を出していますので知っているんですが、過勞で倒れないような方向でいろんなことを考えてくださるようお願いしておきたいと思ひます。

次、2番目の直売所の会員に關して、現況報告をいただきたいんですが、現在、3月時点から比べて会員が増えている方に行ってほしいんですが、その辺の数を教えていただけますか。

○**建部議長** 管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 平成24年度末で若干やめられている方、いわゆるお年をとってどうしてもという方がございまして、24年度末では125名でございまして、今、2カ月間たちまして135名の加入者ということでござ

います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 10名増えたという形なんですけど、この10名が増加だけなのか、増減があつての10名なのかというのは、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 24年度で若干の出入りがございましたが、今年度については増加でございます。また加入ということで今加入申し込みをいただいている方がいらっしゃいますが、それについて今議論しているところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 減ったのはいないという形、退会された方はいないということなのでいい方向だとは思いますが、まず、まだまだ数は少ないというふうに思います。先ほどの阪東議員の質問にもありまして、お答えもありましたが、産業課長の方からお答えされていたと思いますが、私も説明会に出ました。農産物振興事業の説明会が7日の日にありまして出ました。悲しいかな、組合員の出席者が13名ということでした。これ、あまりにも少ないと思います。地産地消を目的にやっているわけですから、その辺の一番根元となるものをやっているわけですから、補助対象というの、私なんか出たって、タマでそんな補助がもらえるほどの量もつくっていないんですが、その辺でやっぱり興味を示していただくことが必要だと思いますので、その辺のところの協力体制をどうするのかということをお尋ねします。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 ご存じのように、この前、ちょっと説明会もさせていただきました。ご指摘のように13名ということでもございました。開催したのがお昼間ということもございまして、そういう部分があるのかなというふうに判断をしているところでございますが、欠席者、いわゆる不参加者の方に対しましては新たに通知をして、もう一遍6月末に、先ほどの産業課長が答弁したように、通知をしながら周知徹底を図っていこうということで道の駅管理室と産業課と連携をしながら、農業振興の補助の努力をしていこうということでも意思を統一しているところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そこのところはよろしく願いしておきます。

それと、先ほどの補助事業の中で、補助対象、品目は何かという形で産業課長の方が答弁されていましたが、皆さんご存じないので補助対象品目を教えてください。

○建部議長 産業課長。

○米田産業課長 今回、6品目ということで、キュウリ、タマネギ、ジャガイモ、キャベツ、ホウレンソウ、葉ネギの6品目でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 先ほどそのように答えていただければ阪東議員もよかったんじゃないかなというふうに思います。生産されている方は、これが補助対象になっているということで、私も何かで協力できることがあればと思っています。皆さんの方も、その辺、よろしく願いしておきたいと思います。

それから、次、3番目のイベントの効果というのがどのようになっているかということをお聞きしたいんですが、オープンするとき、それから5月の連休というような形で華々しくやられました。その辺の成果はどのようなものであったのか、答えられる範囲で結構でございますので、教えていただきたい。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 23日にオープンさせていただきました、それからまた5月の連休も迎えました。そういうことで2カ月が過ぎてきたわけですが、特に連休なりには、いわゆる道の駅に来客者も相当な方がご来場をいただいております。そういうことから道の駅の情報発信ができていないかなというふうに私は思っております。そういうことから滋賀県の道の駅の連絡会というのもございますし、そういう中にも加入もいたしまして、いわゆるスタンプラリーをやりながら滋賀県の16の道の駅をすべて回っていただくなり、そういう施策も今道の駅の連絡会でも協議をしているところでございまして、いかに情報発信をしながらイベント効果を上げていくかということでリピーターを積極的に持つていくためにはどうなのかということで今内部で議論をしながら進めていきたいというふうに思っております。7月には何らかのイベント計画をしていきたいなど。子どもも休みに入りますので、そういうことから今、内部で調整をしながら7月末にはそういうイベントをやりたいなというふうなことも考えておりますし、また、9月には産業課の方でせせらぎフェスタもやられますので、そういう部分と協賛もしながら、いわゆるリピーターを増やす、認知度を高める情報発信をしていくというふうな思いを今しているところでございます。

以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 イベントをされてて、それなりに皆さん、天気のエエ日はアイスクリームが売れたり、いろんな、してますし、最近見えますと、非常にバイクでの来場者が多いように見受けられますが、あの人たちはソフトクリーム

か何かを食べるものを買っておられる、その場で処理できるものを食べておられるんだと思いますが、そういう形でのせせらぎの里の評判が広がっていけばいいなというふうに理解したいと思いますし、ある人に聞いてみると、あそこの愛荘の道の駅よりも安いと。愛荘じゃない、マーガレットステーションのところよりも品物が安うてええわというふうにも評判が出ておりますので、その辺のところは大いにPRしていったらいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、4番目としまして、イベントのときに職員の方が大勢出ておられるわけですが、その辺の扱いがどのようになっているのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** イベントに職員の方を参加をしていただいております。いろんな形の中でご協力を願っているわけでごさいます、土曜日、日曜日、休暇のときに出ているのが現状でごさいます、すべて総務課の人事の方とも相談をさせていただいて、代休の扱いということで動いていただいております。

以上です。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 代休扱いという形ということなのですが、ある人が、5月の連休、5連休か何か連休があったときに、何人か、3日か4日かわかりませんが、連続して出役されているというようなことがあるわけなのですが、その方は代休をとっておられるのかどうかという問題もちょうと心配なのですが、代休をとられたとしたら通常業務に支障を来すというふうにも思います。その辺が、いや、別にほかの人が代がわりしているからいいんだというようなことであれば、人が要らんのかなということも考えられるわけですが、業務の方にですね、通常業務の方に。その辺のところはないとは思いますが、こういうケースはどういう処理をされているのか、お聞きします。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 確かに5月の連休の7日間、4月と5月であったと思いますが、多い人で5日間ぐらい出ていただきました。通常、振り休と代休をとっていただくんですが、その代休のとれる範囲を1年間以内というふうに幅を持たせていますので、本来ならば1週間で消化するのが当たり前からもわかりませんが、仕事の都合とかいろんなことで1年以内に代休はとれるというふうな内規をつくってますので、自分の都合のええときに、仕事の都合のええときにとっていただくということになっています。

○**建部議長** 西川議員。

○西川議員 1年間以内という形であるということなのですが、それが民間でもそうなのですが、だんだんだんだんと消化ができなくなっていくというケースが多く見受けられることもありますし、好きな人ならそれも歓迎だとは思いますが、その辺のところ、いやいや出てくる可能性もありますし、その辺のところはちょっと室長の方でいろいろと整理していただきたいなと思いますし、それともう一つ、これは確認ですが、いわゆる日曜出勤という形なので、ただの単純なる振りかえだけか、それとも割増賃金は払っているのかどうかだけ、払ってないというようには思っているのですが、その辺のところをお聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 イベント等の出役に関しては、単純な振りかえです。ただ、ふだんの仕事で出ていただいた場合は100分の135という割増しがありますが、こういう場合は振りかえという形をお願いしています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。

あと、ちょっと先ほども触れましたが、せせらぎの里の担当の職員の方、100%稼働のような形でフル稼働、125%稼働か、朝と晩やったら150%ですね。その辺のぐらゐの稼働率になっていますので、その辺のところもどういふふうな形で処理されていくのかという問題も残っていますが、過労が一番心配です。これから暑さが厳しくなっていくので、その辺のところ、体調管理等気をつけて頑張りたいというように思います。

次に、防災に関してのお尋ねですが、これ、当初質問するに当たりまして、書面でという話を当初しとって、建設水道課長の方から書類をいただいております。1から4までのところなのですが、今の社会資本整備の予算要求の交付金だと思はれるのですが、これは。その辺が当初、甲良町の予算の中が振り分けられたんだというふうに理解したいのですが、この5項目のうち4項目ですね、1項目はゼロですね。その辺で、これが従来の予算要求の中のものゐ振りかわったという理解でよろしいですか。お尋ねします。

○建部議長 建設水道課長。

○若林建設水道課長 平成25年度の社会資本整備総合交付金で、上の1、2、3につきましては、防災安全交付金、そして、4と5番、3と4になっているのですが、これをずっと通して4と5につきましては従来の社会資本整備総合交付金になっておりまして、特に最初、1、2、3を対象にしますと、補助の乗り方がいいという県の指導を受けましたので、できる限り県の指導に合うように、1、2、3に補助金を乗せるようにさせていただきました。

従来の、今事業を進めております金屋池寺長寺線ですね、この改良につき

ましては2番に持っていくようにいたしました。これは従来の予算をそのまま何とか乗せていただくようにしたものでございます。

それと、1番のところ、修繕のところですけども、これにつきましては橋梁の長寿命化の改善計画というのを24年度で調査をいたしまして、25年度は計画書をつくって、この中で悪いものが出てくれば、そういう箇所から修理していきたい、こういうぐあいに考えている事業です。ここらの事業につきましては、今の新しい防災安全型の交付金ができる補助に乗ってきたものでございます。

そして、3番目の地震等に強い住まい、まちづくりでございますけれども、これも従来からあります狹隘道路の整備事業、これが1件と、あと、耐震対策の木造の耐震診断、それと、それに伴います補助金、それと、耐震促進計画の見直し作業策定、それと、一時避難所の耐震改修工事、この4件と1件の5件の事業を上げさせていただいております。

そして、従来型の、一番の従来型というのが、4番目の地域振興と安全、安心を支えるみちづくりというのがあるんですけども、これにつきましては、今回、これが従来型でございます、今回はこの事業は要望しておりません。

5番目の甲良町における良好な水環境の形成というのがあるんですけど、これは下水道事業の促進でございます。これにつきましても一応小川原地先の方で設計を上げるように計画しているところでございます。

以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 私の持っている資料で3が2つあって、4番目のところがちょっとミスプリントになっているんですが、ここに100万予算がついているという話だったんですが、これがゼロという形だと思います。

そこで、町長にお尋ねします。昨年12月に自民党政権になり、安倍内閣が発足しました。国道強靱化政策、いわゆる防災安全耐震強化政策、いわゆるアベノミクスというものが、言われるものができて、その予算という形であったわけですが、甲良町としてはこの予算に対してどのように取り組まれたのか、この辺がここで上げられた約4,900万という数字が出ているんですけど、このアベノミクス予算というのは多分15カ月予算というふうに理解しているんですが、一部町負担金が当初はあると。約20%というようなことを聞いていたわけですが、最終的には全額国費で、15カ月後には返ってくるというふうなことを聞いております。甲良町として、主要産業の1つである建設業界は、まあまあ疲弊し切っているような状態になっているわけですね。なぜこの活性化のための経済政策で言われているものを利用し

なかったのかなど。予算獲得に向けて活動しなかったのかということ、その中の1つとしまして、3月議会では新年度予算に対して削減することに努力したという報告があったわけですが、甲良町単独事業というのが長期計画に向けて何かないのかなど。持っていないのかと。いわゆる新総合計画云々のやつがいろいろあるわけですが、こういうものがあればアベノミクスの予算が利用できたんじゃないのかなというふうにも思います。

それと、先ほど町道が約100キロあると聞いております。言われました。100キロのうち道路強化、強靱化というような形で舗装のやり直しをやるとか、県・国に対していつも予算要求できるような体制をとっておかなければならないんじゃないのかなというようなこともちょっと考えるんですが、その辺、町長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 今回、ここの説明をさせてもらっている防災安全交付金の事業ならびに社会資本の整備総合交付金、これらについてはもともとこの町道金屋池寺長寺線、この工事、これも最初は去年の予算で滋賀県に対しては補助は要求に対して35%しかつかなかったというようなことで、いわゆる町道の改良工事も中断しなくてはならないというような状況やったんですね。だけでも計画は進めております。そして、後に尼子出屋敷柿之木線、こういうのも事業としては進めている。その中で自民党が政権をとったことによって補正予算をどーんといきなり組んできた。だから、その補正予算に乗せようと思えば、こういう計画している事業が対象になるのであって、それが補正予算が出たからといって急に計画を出しても、それは認めてもらえないというようなことなんですね。

だから、例えば多賀町は、梨ノ木から306に抜くのに大きな事業を計画して進めておりました。うまくそれが自民党政権にかわって、補正予算をどかんと組んで、国を元気にしようというようなことで強靱化、そういうのも含めて。そのタイミングにうまく事業が乗ったということで約5億とかいう莫大なそういう補正が組まれたやつの補助が対象になったと。

甲良町は、そういう意味では道路整備そのものは、今の町道の現在供用しているそういう部分については、新規の道路をつくっていないという関係があって、今の金屋池寺長寺線とか、たまたま防災を考えた梨ノ木線のそういう改良工事があった分だけしか乗らんかったということで、我々ももしそういうアベノミクスの効果で補正予算をどかんと組んでいろんな事業をやってくれるんだったら補助出しますよという、最初からそういう話がわかっておれば、もう少し何らかの形で道路改良なり考えられる部分はあったかもしれませんが、これはちょっと無理かなと。

だから、今後、自民党の長期政権が続くということをもし前提にしたら、そういう中でどういう補助の対象になるのがあるのかということをも十分見きわめながら今後は計画を立てていきたいなというように思っています。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 今、町長が言われましたが、これからは、いわゆる町単独、補助事業じゃなくして何か町単独で、多賀町でも町単独での話ですよ、それ。小森池線というんですか、約3億のようです。それから、町道シデ琵琶湖東部工業団地の融雪装置が1億5,000とか、そのようについているわけですが、甲良町としても独自で何かを目玉商品的に、今、ほとんど終わっているんだという形のものですからなかなかないかもわかりませんが、やはりいわゆる建設業に役立つようなものが、道路だけじゃなくしていろんなことがあるかと思うんですけど、何かないかなというふうに思いますので、先のことを見通した中で甲良町の将来ですね。やはりそういうことを計画していかないかんのじゃないかなと。多賀は平成30年度完成目標でやっているというようなことを言ってましたし、その辺のところの問題をやはり今後は考えていかないかんとというふうに思いますし、それと、私が県職から聞いたのは、農道の舗装関係も、これ、上げておけばよかったんとかやうんかなというようなことも聞いていますし、その辺のところのものがせっかく地元負担が50%負担がゼロでいけるわけですから、その辺のところの問題とかもありますし、要望がなかなか皆さん、最近では上げてきてないのかもわかりませんが、やはり将来に向けての計画を再度調査されるようなことをして、やはり、できるもの、できないものは、行政が仕分けせないかんとと思いますが、常々こういうようなものがあつたときにどんと金がもらえるような方向で進めるといような形でいかないと、これだけ小さなまちですから、その辺のところの活性化させるための国の政策をうまく乗り合わせるということが必要だと思いますので、今後とも1つ、よろしく願いしておきます。

それから、最後になりますますが、先ほど阪東議員もおっしゃいましたが、6番目の道路補修、補強の件ですが、いろいろとやっていただいていると思うんですけど、これをやるならちょっとでも早くやっちゃってほしいなと。3月末まででじっくりやるんだという発想じゃなくして、やっぱりやるのはできるだけ素早くやってほしいというふうに思いますが、お尋ねします。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**若林建設水道課長** 仕組みにつきましては、阪東議員さんの質問にも答えたとおりでございます。危険な箇所から補修、補強を進めているところでございます。できる限り危ないところについてはすぐさま改修、修繕していきたいと、こう考えているところでございます。

また、先ほどの道路ストックの関係でございますけれども、長寿命化の方で危険な橋が見つければ、これもすぐに対応していきたいと、こう考えているところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 よろしく願いしておきます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○池田社会教育課長 済みません。申しわけございません。先ほど西川議員さん、ちょっと許可をお願いしたいんですけども、議員さんのご質問の中で、公用車についての中で4番目で車両使用での町外出張の範囲はどこまでかというご質問の中で、総務課長の答弁に、バスの件があったんですけども、その件でちょっと補足説明をさせていただきたいんですけども。

○建部議長 よろしいか。

○西川議員 はい。

○池田社会教育課長 大変タイミング悪く申しわけございません。先ほどの総務課長の答弁の中に、バスにつきましては県外はないという回答でございましたけども、甲良町の町有バスの貸付規則というものがございます。その中で、貸付許可基準ということで、確かに原則としては県外、宿泊は認めないという項目があるんですけども、その他の項目で、実はこの規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるという文言がございまして、運用規定の中で、別に県外運行等貸付許可基準というのを定めております。その中では、原則は滋賀県内ですけれども、各課の使用において、当該事業の目的遂行上やむを得ない場合に限り日帰り可能な遠隔地ということで現実には県外、例えば京都とか、三重県とか、運行はさせていただいているのが現状でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それじゃちょっと、こういうケースは認められるのかということを確認したいと思います。

私、サロンのお守りもしとるんですが、11月に日帰り旅行とかいうような形で計画した場合に、いわゆる紅葉を見たいなという形で、八風トンネルを抜けて、306が通れるかどうか、その時点ではわかりませんが、306を戻ってくるというような県外に出るということは可能だという形ですか。

○建部議長 社会教育課長。

○池田社会教育課長 はい。目的ですけれども、県外でも県内より近いところも現実もあるわけで、西江州へ行くよりも、県外の方が近い場合がございます。ただ、やっぱり内容ですね。その目的を、基準を審査させていただきますので、それによっては可能な場合も出てくるかと思えます。

- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 じゃ、終わります。ありがとうございました。
- 建部議長 西川議員の一般質問が終わりました。
- 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
- 本日は、これをもって散会いたします。
- ご苦労さまでございました。
- (午後 4 時 1 7 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 濱 野 圭 市

署 名 議 員 丸 山 光 雄